

海陸軍備及特例に關する質問主意書

- 一 政府は華府會議に於て減縮せられたる海軍力を、協定の上更に減縮するの意志なき乎、
- 二 政府は自ら之を發議せざる迄も、他國之を發議するに於ては、之に應ずる意志なき乎、
- 三 單に主力艦を制限したるのみにて補助艦潜航艦等を制限せざるときは、此の點に於て再び列國間の嫉視と競争を惹起するの懼なきを保し難し、政府は此の患害を豫防するの意志なき乎、
- 四 華府會議の結果として豫定計畫に比し、今後十年間に亘る軍備補充費、水陸整備費、艦船整備費、軍需品整備費、營繕費等の各款に於て減少すべき金額、及其の年度割、並海軍本省費、軍事費等の各款に於て、減少すべき金額の見込如何、
- 五 政府は海軍減縮の結果、當然生すべき多數の官民失業者、及工場の閉鎖損害等に

對し、相當の手當金又は補償金を支給する消極的救濟法と同時に、何等か將來の産業政策を加味する積極的救濟法を講ずるの意志なき乎、若しありとせば其の程度及方法如何、

右第一項より第五項に至る説明

海軍協定制限論の根據は「國防は元來相對的のものなるが故に、世界の三大海軍國たる日、英、米、相協議して之を縮小すれば、孰れの國家も、其の安全率を減少せずして、大に國防費を節約し、國民の負擔を軽減し得るのみならず、兼て亦世界の平和及人類の幸福に貢獻し得べし」と謂ふに在り。

然るに「國防は絕對的に非ず」とか、或は「八八艦隊は、戦闘單位なるが故に、一隻たりとも減少する能はず」など、唱へて協定制限に反對するものありたり。華府會議の結果として、主力艦の協定制限既に成立したる今日に於ては、此の類の反對論は、既に全く粉碎せられて、復一人の公然之を唱へ得る者なかるべし。

英米の主力艦各五十萬噸に對し、我が三十萬噸の主力艦を以て、國防の目的を達し得べしとすれば、更に之を半減して、英米各二十五萬噸、日本十五萬噸に協定するも、國家の安全率は毫も増減する所なし。更に一步を進めて、列國皆な同時に主力艦を全廢すれば、列國の安全幸福は更に大に増加すべき道理なり。

華府會議に於ける我が全權は、主力艦六割説に對しては、七割を主張し、潜航艦の減縮修正に對しては、米國の原案を維持し、如何なる場合に於ても、唯減縮程度を寡少ならしむべき方針のみを維持したり。其の狀恰も我が隻數噸量を増加せざるも、英米の數量を減少すれば、國家の安全率は、同一なることを解せざるもの、如く然り。殊に陸奥を復活せしむるが爲、英米をして各二艦を増加せしめ、以て自他の浪費を増加し、且其の比率に於て、明に我が帝國安全の度を減少したるが如きに至りては、唯驚き入るの外なし。

今回の華府會議は、唯協定制限の端緒を發したるに過ぎず。造艦休業十年間に於て、

更に國際會議を開き、主力艦の減縮及廢止、補助艦の制限、其他附隨の諸問題を協議し、以て國家内外の安全幸福を増進するの必要あり、列國の輿論は必ず此の方向に進動すべきを疑はず。我が國の官民若し今にして是等の問題を注意研究するに非ずむば、必ず華府會議に對するが如く徒に他國の足跡を履むの失態を再演せん。

補助艦は、主力艦の多少に從て、之を按排増減すべきものなり。故に主力艦にして制限せらるゝ以上は、特に補助艦を制限するの規約なきも、精神的には制限せられたるも同様なり。然るに成文の規約成立せざるに藉口し、既定計畫以上に之を増加するが如きことあらば、茲に再び國際間の嫉妬と競争を惹起し、華府會議の効果を減少すること尠少に非ず。

又今回華府會議に於て協定せられたる海軍減縮の目的が、既に不生産的軍費を節約し、國家の利益、國民の幸福を増進し、且つ世界の平和に貢獻するに在る上は、之が實行の結果、當然生すべき多數の海軍軍人の解職、官民諸工場の閉鎖、技術者職工の失業

等に對しては、政府より相當の年金、手當金、又は補償金を支給し、之を救濟保護すべきは言ふ迄もなし。加之ならず是等軍用諸工場之設備及技術者職工之熟練せる専門的技能を擧て、之を平和的工業に轉用し、寧ろ益々之を奨勵して、我が産業之改善發展を圖り、之を今後之國際經濟戰に利用するは、最も機宜に適せる積極的失業救濟法にして、且最も堅實なる産業政策たり、最も徹底せる國防充實策なりと信ず。今日歐米列國が最も頭腦を悩ませるは産業之復活貿易之振興、失業者之救濟問題に在り。我が國之産業政策及失業問題之解決如何は、我が將來之國防及國運に影響すること極めて重大なるを知らざるべからず。

六 我が陸軍之對手國なる露支、既に陸軍國たる之資格を失ひたる今日、政府は大に陸軍を減縮するの意志なき乎。

七 若し減縮の意ありとすれば、其の方法及程度如何。

八 我が陸軍は、内地及臺灣朝鮮樺太等之事變、又は露支境上之匪徒防禦に用うるの

外、之を使用し得べき場合なし。政府は此の事實を認めざる乎。

九 政府は其半數だも尙ほ之を使用する目的なきこと明白なる今日に方り、依然として二十一箇師團之大陸軍を維持するは、國家内外之政策上非常之不利益なる事實を認めざる乎。

右第六項より第九項に至る説明

單純に國家的見地より、其必要之程度を較量すれば、島帝國たる日本に取ては、海軍は陸軍より必要なること辯を俟たず。然るに今や華府會議の結果として、比較的必要多き海軍は、大に減縮せられむとす。此の時に方り政府若し強て口實を設けて、陸軍縮小に反對し、國力之耗費を顧みざるが如きことあらば、陸軍は遂に國民之怨府とならむ。且夫れ我が現在之陸軍は、主として帝政時代に於ける露國之大陸軍を對象として、帝國防護の爲に設定せられたるものなり。然るに露國は先年之革命以來既に陸軍國たる之資格を失ひ、來つて我が國を攻撃する能はざるは勿論、國內之治安すらも尙之を

維持し難き境遇に在り。露國の來寇に對して、二十一箇師團の大陸軍を備ふるの必要なきこと明けし。然らば露國以外に、其陸軍を以て我が國に來寇し得べき邦國ありやと考ふるに、我が海軍にして苟も全滅せざる限りは、全然之あることなし。既に來寇者なければ、我が陸軍は之を國防の用に供するの機會なきこと亦極めて明白なり。然らば侵略の爲に之を用ひ得べきかと謂ふに、大戰以後世界の形勢は、如何なる邦國の武力的侵略も、之を許容せざる傾向を生じ、強て之を爲さむとすれば、必ず全世界の反對を受けて、結局獨逸の覆轍を踐まざるを得ざるに至れり。故に現在の我が廿一箇師團の大陸軍は、防禦的にも侵略的にも之を用ふるの地なし。若し強て之を使用すれば、必ず西伯利出兵の失敗を再演すべし。

我が陸軍を必要とする場合は(一)内地に警察官の手に餘る程の暴動内亂起る時(二)朝鮮臺灣樺太等の新領土に事變生ずる時(三)露支の匪徒我が國境を擾し、又は在留官民の生命財産を危くし、而も露支官憲其責に任ずる能はざる時等の數種に過ぎず。此の

目的の爲には、現在の兵員を半減するも尙多きに過ぐべし。

實際に用途なき大兵を養ふが爲に、内に於ては教育及産業の發達を妨碍し、外に在ては列國の猜疑を招き、國家の安全を保證すべき兵備あるが爲、却て國家を危殆ならしむるの結果を來たさむとす。現に西伯利出兵の如きは、徒に六億圓の國幣を消耗して全世界の非難を招けり。彼の侵略主義、二重外交等の惡評を受くるが如きも、亦必要なきに大軍を備ふる結果に外ならざるべし。

十 政府は大に兵數を減少すると同時に、士官兵卒(特に下士兵卒)の給與を増加し、退役軍人及戰死者遺族、又は廢兵の待遇に改善を加ふるの必要を認めざる乎。

右第十項の説明

人生普通の道理に據れば、随意に辭退し得べき任務に服する者の報酬は、希望者ある限りは、薄少にして可なるも、強制的に就役せしめらるゝ者の報酬は、豊富ならざるべからず。然るに徴兵制度は、此の道理に逆行し、強制徵募の兵卒をば、無給同様の

薄給にて國防の任務に服せしむ。故に兵卒の大多數を占むる所の下層階級は、身自ら非常の窮境に立つのみならず其の父母も、亦飢餓に陥る者少しとせず。畢竟經濟力不相應の大軍を備ふるが爲、止むを得ず下士兵卒の給與を節約し、以て財政上の破綻を免れむとする窮餘の窮策に外ならず。而して之が犠牲に供せらるゝものは、大多數の下層階級なり。

明治六年徴兵制度を採用し、國民皆兵の主義を樹立したりと雖も、實際兵役に服する者は、國民全體に非ずして、其の一小部分に過ぎず。之を今日の實況に見るに、現役兵約二十五萬人、之に豫後備兵を加ふるも約二百萬人に過ぎず。而して全國に於ける丁年以上後備免役に至る年齢の男子は、約一千萬人に及ぶべきが故、兵役の義務に服し、服役中經濟的損失を受くる者は、右男人口の二割五分に過ぎざるべし。今此の二百萬人が各二年宛服役することの代りに、家に在て生産的業務に従はむか、一日平均一圓五十錢の収入として、一年に約十一億圓、在營二年間には二十餘億圓の犠牲を拂ふ計

算となるべし。此の大犠牲は、徴兵服役二百萬人のみの負擔にして、他の八九百萬人は、全然之を免れ居るのみならず、四年の豫備役も、十年の後備役も、皆現役に従事せる少數者のみの負擔に屬し、一朝有事の日は、直に一身一家を棄て、進で戦線に立たざるべからず。封建專制の時代を距ること尙甚だ遠からざる現行徴兵令創設當時に在ては、一般國民の無知覺の爲、之を黙々に附し去れるも、爾後既に五十年を経過し、國民の思想著しく進歩せる今日に於て、此の著大なる負擔の偏頗不公平を此の儘に放任し置くは、政治の良道と謂ふべからず。

中流以上の壯丁は、或は官吏となり、或は一年志願兵となり、或は海外に留學して、猶豫若くは免除を受け得るに反し、下層階級の貧困者は、血税を納むる上に、尙薄給に甘じ、經濟上に於ても、亦右の如き大犠牲を拂はざるを得ず。下層階級は、中流以上の者に比すれば、事實上二重の義務を負擔すと謂うて可なり。

多數の退役軍人に至りては、其職務の性質上、其心身の全部を捧げて軍務に盡瘁した

る結果、自ら其の経済的能力を減損するのみならず、將校に在ては、其の退役後と雖も尙永年に亘りて現役將校と粗ぼ同等の戦時職務を有し、一旦緩急あれば、挺身公に奉ずるの覺悟用意を必要とするものにして、戦死者及廢兵は、共に國家非常の場合、其身命を犠牲に供して硝煙彈雨の間に轉戦したる有功の勇士なり。幸にして其生命を取り留めたる者も、往々戦傷に依りて廢疾となり、甚だしきは其の起臥出入に附添人を要する不具者となる。國家は之に報ゆる爲宜しく相當の優遇を與へ、一家の柱石たる壯丁を國家の犠牲に奪はれたる遺族等をして、充分に生活の安定を得せしめざるべからず。然るに現在之に對する國家の待遇甚だ冷薄にして、孰れも其生活の保證すら得る能はざる結果、名譽ある戦死者の遺族にして尙路頭に迷ふ者あるのみならず、氣の毒なる廢兵中には、全く頻死の生活を爲す者あり。甚だしきは退役將校にして窮迫の餘り、法網に罹りて、市井の常習的犯罪者と共に、牢獄の辱めを受くる者あるに至る。斯の如きは決して國家が忠誠なる功勞者を遇する所以の道に非ざるのみならず、其結

果或は忠勇なる我が軍隊の將來に忌はしき惡風潮を誘入するの懼なしとせず。

斯る不合理の制度を持續するは、國家に取つて極めて危険の業なれば、我が陸軍の對手となるべき邦國倒壊したる今日取り敢へず兵員を半減し、以て大に下士兵卒の給與を増加し、退役軍人又戦死者遺族又は廢兵の待遇に一大改善を加ふるは、目下の急務なりと信ず。

十一 政府は製造工業隆盛にして、經濟力豊富ならざれば、兵員多しと雖も戦勝者たる能はざるの事實を認めざる乎。

右第十一項の説明

文明の進歩は、全く戦争の實質を一變したり。従前は兵員のみ戦争なりしも、今日は國力總體の戦争となり、製造工業隆盛にして、原料品豊富ならざれば、將卒如何に精銳なるも、決して勝者たる能はざること独逸の敗北、英米の勝利に依て、證明せられたり。殊に米國の如きは、殆ど無陸軍國なりしにも拘らず、今日は儼然たる世界

の最大強國として、天下復た之と争ひ得る者なきが如き狀勢を呈するに至れり。是れ畢竟他の列國が軍備擴張に非常の大金を消耗し、爲に經濟力の發達を阻碍せし間に、軍事費を節約して、之を經濟方面に利用したる結果に外ならず。即ち米國強大の一大原因は、歐洲列國の如く不要の軍備を擴張せざりし一事に在り。獨露は國家の主力を過多の軍備に傾注して倒壊し、英米は主力を文化及産業に傾注して、今日尙其隆昌の新運を開けり。眼前に此の事實を見る者、豈國防政策に根本的改革を加へずして可ならんや。

十二 國家防衛の爲に必要な資格は、必らずしも兵營に於て之を訓練するを要せず、學校及一般社會に於て一層廣く訓練し得べしと信ず。政府は兵營以外に戰士訓練の道なしと爲す乎。

## 右第十二項の説明

身體強健にして義勇奉公の念に富み、規律を重んじ、節制に服する者は、一朝事あるに方ては、皆精良なる兵士たるを得べし。而して斯の如き性格を養成するは、教育者の任務にして、獨り兵營に於てのみ之を訓練し得べきに非ず。僅々二三年間の兵營生活中に訓練し得べき技能性格は、十數年の久しきに渉る所の學校生活中に於て、一層善く教養訓練し得べきは明なり。問題は唯經費と設備の有無に在るべし。今日我が陸軍に於て、毎年兵員養生の爲に費す所の金額中より約一億圓を擧て、教育方面に轉用し、而も運用其宜しきを得ば、必ず現在以上の國防的戰士を得べし。

體、智、徳の三育、善く普及し、心身強健なれば、平時は之を文化生産の業に用ひ、戦時は之を硝煙彈雨の間に用ふるを得べし。曾て英の「ウエリントン」公が「ウォータルー」の戦勝は「イートン」校庭に於ける訓練の結果に過ぎずと喝破せるもの即ち是れなり。特科兵は之を兵營教育に一任するも、普通兵の訓養に至つては、之を普通の學校に於て爲し得べからざるの理なし。然るに陸軍幼年學校などを設け、未だ普通教育すら終了せざる少年を驅つて、一生の方針を決定せしむるが如きは、甚だしき偏武的施

爲には非ざる乎。

今日の教育家は、軍人の爲に其の本務の領域を侵蝕せられて、之を感知せざる者の如し。教育家は「現在の兵營教育中何所までが當然教育家の擔當し得べく、又擔當せざるべからざるものなる乎」を冷靜に考慮研究し、國家の爲徐ろに其の被侵蝕地を回復せざるべからず。

十三 政府は軍閥擁護の爲特に設けられたるかの如き嫌ある幾多の制度法律を改廢し立憲的軌道を履み、以て文武對等の實を擧ぐるの意志なき乎。

右第十三項の説明

軍人は制度法律上幾多の特遇を受け居るにも拘はらず、因襲の久しき、自ら之を知らざるもの、如し。依て茲に其例證を掲げて、彼等の反省を促すと同時に、政府の之に對する意見を問はむとす。蓋し斯の如き不合理不公平なる制度法律を維持するは、國民と軍隊とを阻隔するの惡果を結ばんことを恐るゝが故なり。

(一) 參謀本部及海軍軍令部の特權 我が國の統治權(無論統帥權を含む)は、憲法第四條及第十一條に依り、天皇之を總攬し給ひ、國務各大臣は同法第五十五條の規定に依り、一切の國務に就き、天皇を輔弼啓沃し、均しく其責に任すべきものなり。然るに參謀本部及海軍軍令部は、全く此の通軌の範圍外に立て、責任を負はず、國務中最も重要な國防用兵に關する諸計畫を專決し、一國安危の岐るゝ此の重大問題に就き、内閣をして一切之に關與せしめず、任意に之を獨斷し得るの特權を掌握す。是れ全然我が憲法の條規に反し、事實上内閣の外更に無責任なる一種の軍事内閣を設定せる者なり。外交軍事輒もすれば二門に出づるは、畢竟之が爲にして彼の西伯利出兵の如きは其の一證なり。

(二) 陸海軍大臣の任用資格 陸海軍大臣は、現行内閣官制上他の各省大臣と同く内閣の一員なると同時に、陸海軍省官制の各第一條に規定せる軍事行政長官にして、他の各省大臣と均しく純然たる一個の國務長官に過ぎず。果して然らば

獨り陸海軍大臣のみ特に其の任用資格を軍人に限らざるべからざるの理由なきのみならず、之を歐米列國の實例に見るも、今日尙ほ純然たる軍人を以て陸海軍大臣と爲せる邦國は、殆ど之なきを事實とす。然るに我が國の實際は、全く以上官制の條規と列國の實例とに反し、陸海軍大臣の任用は、陸海軍省官制末尾に附せる附表又は別表に依り、特に之を軍人に限れり。是れ時代の精神に副はざる制度と謂はざるべからず。

(三) 陸海軍大臣の帷幄上奏權 國務各大臣は、憲法の條規に依りて、一切の國務に就き 天皇を輔弼啓沃し、均しく其の責に任すべきものなること上述の如し。内閣官制第五條は、更に之を裏書し、特に其末尾に附記して、各省主任事務と雖も、事高等行政に係りし、事體稍重きものは、總て閣議を経べしと明定せり。然れば我が今日の内閣制は、憲法及内閣官制上明に閣員全體の連帶主義にして、苟も國家の大政に關する重要問題は、全閣員之を關知し、内閣の全責任者たる

總理大臣之を奏宣すべきものなるや言を俟たず。且陸海軍省官制の各第一條には、特に陸海軍大臣の職任を規定して、純然たる軍事行政長官と爲し、獨り此の兩大臣のみ特殊待遇の必要なきを明にせり。然るに内閣官制第七條は、國務中最重要な部分たる陸海軍統帥に關する事項に限り、他の國務大臣には一切輔弼啓沃の機會を與へずして、獨り陸海軍大臣にのみ何時にても勝手に帷幄上奏を爲すの特權を附與し、總理大臣にすら尙僅に事の決定したる後、一片の報告を爲せば可なりと規定せり。是れ憲法第五十五條に抵觸し、内閣官制第五條と陸海軍省官制の各第一條とに背馳するものなり。

(四) 陸海軍軍令 陸海軍の統帥に關する規程は、一般の勅令公布に必要な公式令(明治四十二年二月勅令第六號)第六條及第七條の手續を経由せず、一般國民に公示を要するものと否とを問はず、總て明治四十年九月軍令第一號を以て公布せられたる「軍令に關する件」に依り、直に軍令として之を施行し得るの特權

を有し、勅令と其の效力を同うせり。是れ畢竟明治二十七八年戦後に於ける陸海軍の勢力俄に重加したる結果、新に元帥府及軍事参議院を特設し、勢ひ自ら樞密院と對立するの狀形を生じたるが如く、明治三十七八年戦後に於ける陸海軍の勢力加重の結果、新に本令を制定して、更に一般勅令と對立すべき法律上の一大特權を陸海軍の掌中に占握せるものなり。現に明治四十一年十二月の改正に係る参謀本部條例と陸軍省官制とは、共に其所管事務の綱領及當該長官の任務職分を規定せる者にして、兩者の實質毫も異なる所なきに拘らず、後者は内閣所屬の政廳なるが故に勅令に依り、前者は陸軍所屬の軍衙なるが故に特に軍令に依れり。

(五) 陸海軍所屬の 天皇直隸機關 文官所屬の 天皇直隸機關總數四に對し、陸海軍所屬直隸機關總數四十一にして其の内容左の如し。

文官所屬

四

内閣

臨時外交調査委員會

樞密院

會計検査院

陸海軍所屬

四一

元帥府

軍事参議院

参謀本部

教育總監部

師團司令部

一一

朝鮮軍司令部

關東軍司令部

臺灣軍司令部

青島軍司令部

海軍軍令部

鎮守府司令官

要港部司令官

艦隊司令長官

四  
四  
三

(六) 陸海軍軍人文官任用の特權 文官は一切武官となるに能はざれども、陸海軍軍人は上内閣大臣を始め、在外總督大公使より下は判任文官に至るまで殆ど任用せられざる所なし。殊に陸軍准士官下士文官採用規則（明治二十年十二月勅令第八十三號）の如きは、現役七年以上の陸軍准士官下士は、試験を要せずして、判任文官に任用され、海軍省を除く外各官廳に於て判任官を任用するには、少くとも五人に付一人は、陸軍准士官下士の文官請願者を採用すべきものと規定せり。

(七) 陸軍給與に關する委任經理 各省及其所屬官廳の歲出入決算は、憲法第七十二條及會計検査院法第十二條第十四條に依り一々會計検査院の検査及議會の監督を受けざるべからざるも、獨り陸軍軍隊の糧食被服消耗品陣營具及馬匹に係る諸給與は、明治二十三年三月法律第二十七號に依りて、是等の検査監督を免れ、其殘金、廢物賣却代、及補償金等は、隨意に之を積立て、自由に之を使用することを得。現に大正十一年度豫算に於ける衣糧費、兵器、及馬匹費は、合計額九千六百三十萬八千六十五圓の巨額に達せり。

(八) 陸海軍犯罪者の特別取扱 陸海軍の現役軍人及軍屬は、軍律犯罪に非ざる常事犯と雖も、陸海軍治罪法の各第一條に依り、軍法會議に於て、之を審判する規定にして、事實上一種の治外法權を有せり。且軍法會議開否の鍵は、常に陸海軍大臣の掌中に握られ、事件毎に判官を任命せざるべからざるのみならず、理

事主理憲兵等が、上司に對して無勢力なる結果は、自ら近年に於ける陸海軍人の腐敗を誘致したり。軍人は犯罪者となりても尙ほ特別の取扱を受け居れり。

右の質問に對する政府の答辯

(三月二十三日付)

- 一 華府會議終結後に於ける我海軍勢力にして、列國と共に協議の上、相對的に一層縮小し得るものなるときは、國防の安全に差支なき限り、之が制限に反對するものにあらず。
- 二 第一問に對する答辯の通
- 三 政府は補助艦艇等の建造に付て、列國間の競争を惹起せしめむとするの意思なきは勿論、將來更に列國と共に、本問題の爲に會議を開くの機會あらば、政府は欣然之に参加すべし。
- 四 目下調査中なり。
- 五 目下調査研究中なり。

- 六 我國陸軍の對手國が露支兩國なりとの前提は、之を認むることを得ず。
- 七 質問第六及第九の答辯を参照ありたし。
- 八 東洋の形勢と、歐洲大戰の戦例とに顧み、政府は本項の事實を認むる能はず。
- 九 國家を防衛する爲、我陸軍の現勢力は、之を維持すること目下必要なりと認む。
- 十 國防を全うし得る程度に兵力を維持すると共に、給與待遇の改善を計るに同感なり。
- 十一 兵力と經濟力と兼ね備はりて完全なる勝者たるを得べし。其の緩急は時勢と國情に依る。
- 十二 普通教育と軍隊教育と相俟て精銳なる國軍を養成し得べし。普通教育のみを以てしては、軍隊教育は徹底せず。
- 十三 現在に於て、質問の如き嫌あるを認めず。但し將來時勢の進運に伴ひ、適當なる改正を施すの必要ある場合なきを保せず。

右及答辯候也

總理・海軍・陸軍・三大臣署名

## 第五篇 議長彈劾決議案説明

(大正十一年十二月廿八日)

大正十一年三月廿五日夜半、奥議長と政友會議員が共謀の上、衆議院に於て爲したる言動は、實に立憲政治の根柢を破壊すべき性質のものであつた。故は予は第四十五議會の閉會後直ちに筆を執つて其事由を論述し、之を鄙鄙幾多の新聞紙に掲げ、以て世人の注意を喚起せんと勉めた。其全文は拙著政戰餘業第一輯に載せてある。

第四十六議會の開かるゝや、予は同志と共に劈頭第一に右事件に關する決議案を提出し、奥議長の處決を促したが、予は其提出以前に於て、堅く同志と約し、有らゆる合法的手段を盡し、必ずや議長を退職せしめずんば止まざるべしと決心した。それが爲めには、決議案の次には、正副議長の當籍離脱案、其次には議院法案議院規則中議長に關する幾多の改正案提出の準備もした。議事の進行に關して、機會ある毎に、同志と共に議長を責むるが如きは、勿論の事だ。

然るに幸か不幸か、奥氏は偶然大患に罹りて、議長の職務を執る能はず、予等の惡戰苦闘を待たずして、退職するの止むを得ざるに至れるが爲め、此問題も自然に解決し、滿場一致の投票を以て、比較的公平なる副議長粕谷氏を、正議長に擧るに至つた。之を發足點として正副議長は、全く當派的色彩を拂拭し去り、公平無私の精神を以て、其職務を執行するやうに改善したいものだ。

左の決議案は、形式的には否決せられたが、精神的には可決せられ實行せられたと言つても宜しい。

議長彈劾決議案説明

## 決議案 (尾崎行雄君提出)

第四十五議會の最終討議の場合に於て議長の執りたる措置は議院の法規を無視し憲法の精神を蹂躪したるものと認む依りて本院は議長の處決を促す

右決議す

○議長(奥繁三郎君) 提出者尾崎行雄君、是は……

〔尾崎行雄君登壇〕

○議長(奥繁三郎君) 是は議長の行爲に對する不信任の決議案であります、其提出の理由は書面に出て居りまして要領は分つて居ります、之に就て、議長の身上に關する件に付ては、別段に議長が之を整理するに忌避しなければならぬ規則も明確に決まつて居りませぬが、先例に依りますこ之を避けて居ります、此先例に依つて議長は副議長に代つて貰ふ積りであります、粕谷君

〔奥議長議長席を退き粕谷副議長代り着席〕

○副議長(粕谷義三君) 暫く代理を致します

〔「簡單」「簡單」と呼ぶ者あり〕

○副議長(粕谷義三君) 靜肅に

○尾崎行雄君 諸君、此決議案は殆ど説明を要せぬ程明瞭なものであります。大體の主意は此前の議會の最終日に於て、議長が執りたる行動は、關係の有らゆる法規を無視し、帝國憲法の精神を蹂躪したるものであります故に、議長の處決を促すと云ふに過ぎませぬ。此結論に到着するまでには、本員自身議長に在つて當日の光景を見聞した事實も許多ありますけれども、今日は本員の親しく實見した所のは、一切材料と致しませぬ。唯々官報速記録として天下に公にせられたる——此議員皆認めなければならぬ所の——文書に載つてあるだけの事實に照して、此結論に到着したのであります。故に若し其事實に過ちあれば、無論結論も従つて過ちあることになります。

又本員は、若し本員が正確疑ふべからずと信じて、速記録に就て擧げる所の讀方、若くは解釋に就て誤りがありますならば、謹んで教を受け、過ちたることを會得しますれば、帝國議會の爲め、帝國憲法の爲に、自ら不明を謝して、其過ちの責任を帯びる積りであります。即ち此問題は黨派には、一切關係なく、無論のこゝ一身の利害得喪等をば全く度外して、唯々帝國憲法、我が立憲政體の根柢を擁護すると云ふ目的で提出致したのでありますから、諸君に於ても願くは總て黨派的感情を棄て、一に帝國憲法及君國の利害得喪を中心として、本員の簡單なる説明を御聽取あらんことを希望致します(拍手)先づ其結論に到着した事實に付て、聊か説明を致しますれば、是は官報の速記録。即ち本年三月二十六日附を以て、天下に公にしてある速記録の九百五十五頁に書いてあるだけの事實を、今日は此所で論據と致したく考へます。其要點に付ては只今議事局其他のものを確めて見ましたが「過ちもない、其後正誤もない」と云ふ返答も得ました故に、是は確實疑ふべからざるものご本員は先づ斷定を致します。但

し此速記録の他の部分には、餘程の錯誤もあるものと見なしまして、其後非常な重大なる正誤訂正等も公にされて居りますから、當日の議事の手續を、如何に誤つて居つたかと云ふ事は、後に發表せられたる正誤訂正等に付ても明かなのであります。が、本員は今其事をば敢て論じませぬ。唯々訂正もなく正誤もなく、確實なりとして全國皆認めなければならぬ、御同様議員たる者は寸毫も疑を挾むことの餘地なき部分だけを根柢として、此結論の誤らざることを證明しやうと存じます。それは同頁中段に掲げてあります午後十一時二十九分の開議に際して、議長は岩崎勳君を呼びました。此以前は小學義務教育國庫負擔額増加に關する建議案數通を合して議題として居つた議事中、高田耘平君の演說中に突然議長は休憩を命じ、休憩後は當然其高田君の演說を繼續せられてあるべき場合に於て、議長は高田君には何等の命令もなく、直に岩崎勳君を召喚せられた。是は不思議な遣方と思ひますが、私はそれは敢て咎めませぬ。咎むべき値打は十分あると思ひますが、今日は咎めませぬ。而して岩崎勳君が議長

の命令に依つて立たれ、何か緊急動議を提出したやうであります。が、速記録は「岩崎勳君」と云ふ下に「議場騒然聴取する能はず」と書いてある。何を出されたか、此處に此速記者は其時も矢張正式に二人若くは三人居つたであらうと思ひますが、其速記者は「議場騒然聴取する能はず」聴取れなかつたと書いた。是には訂正はございませぬ。其聴取れない後に、次に書いてあるのが、岩崎君の發議として「緊急動議を提出致します」と云ふことは速記録には書いてあります。本員等の居る所の議席は、速記者と敢て餘り隔りはないが、本員等の席に在る者は、この速記録に掲げてある所も一切聴取れなかつたのであります。是は敢て辯じませぬ。兎に角速記者は聴取つたものと、私は此間の文書に依つて認定を致すのであります。聴取つたと云ふことを聊か不思議には感じますけれども、私はそれは争ひませぬ。即ち「緊急動議を提出致します」と云ふだけは、速記者及議長には聴取れたものと認めます。それだけは聴取れたが、其ト又再び「議場騒然聴取する能はず」と書いてある。三人か四人の速記者に

は皆聴取れなかつたと云ふことは確かであります。それから今度は其次に速記録には「其他の日程は委員長報告通り、即ち委員會に於て決定の通り、可決確定せられんことを望みます」と云ふ、是だけが岩崎君の動議の速記録に載つて居る點であります。其他の日程——其他の日程とは何の事でありませるか、其前文となるべきものは、一切聴取れなかつた中であつて、唯々其他の日程——其他の日程に付て議長は議事が適當に開かれたものと認定を致し且つ決議を採つたものと見えます。而して同じく官報速記録に於て議長が報告した所に依りますと、其他の日程の中には各種異種類の建議案約八十件——八十件餘及請願書約三百件、是は實に各種各様殆ど千差萬別と申しても差支ない程の問題が含まれたもの、此建議案と請願書を合せますと約三百八十件——四百件に近きものを一括して議事に付し、且つ一括して決議を採つたと云ふことの結果が、此官報速記録には報告せられてあります。本員等は不肖なりと雖も、茲に席を占めて居る以上は、凡そ議題に上つたる議案に付ては、それ／＼或は賛成し、

或は反對すべき責任を持つて居る、義務も権利も持つて居ります。然るに約四百件に近き議案を一括して可否決を問はれましては、縦し其事が本員等の耳に聞けた所が、如何にして賛否を表する事が出来ませうか。議題が三百有餘件あれば、少くとも三百有餘件の各々賛否を言ふべき義務と権利を本員等は持つて居るのであります(拍手)然るにそれは一切本員等の職責を盡すこと能はざる方法を以て、議長は先づ三百有餘件、即ち四百件に近き問題——性質の全く違つたものも澤山ある、本員等が滿幅の賛成を表すべきものも澤山あると同時に、反對せなければならぬものもある——それを一括して議事に付した。斯の如き事が帝國憲法及附屬法律より議事規則に於て出来得べき事か、許可すべからざる事であるか、是は國家の爲に諸君の冷靜なる御判斷に懇へます(拍手)又人間の持つて居る所の常識上、四百件に近きものを一括して、僅か三分か四分の間に決定するなど、云ふことが出来得べきものか、又して宜いものか云ふことも、人間必ず持たなければならぬ所の常識判斷に懇へます(拍手)而して其手續として

は——斯の如き結果を生ずる所の手續としては——、第一に——岩崎君の動議が参照として、全文が此處に載せてあります。即ち議場騒然として聴取する能はずと云ふもの、實體が、速記者にも聴くことの出来なかつたものが参照として載つて居りますから、之に依つて當時の事實を考へますと——第一に今議題となつて居る討議中の議事を中止すると云ふ動議が、緊急動議の一つであります。議事の中止は議會の決議に依らずんば、議長と雖も勝手に出来ないものでありますから、岩崎君は其法理に基いて中止の動議を起したものと見えます。其次に含まれて居るのは、中止した上に、日程變更の動議を第二に起さなければなりません。日程變更も亦議場の決議に依るにあらざる出来ないことであります故に、第一は議事中止の動議、第二には日程變更の動議を起さなければならぬ。日程變更の前に日程變更の動議が可決致されまると、其日は日程第一かに政府案が載つて居ります。政府案が載つて居る以上は無論の事、政府の同意を得なければ議會は決議すると雖も、日程變更を實行することは出

來ない。故に第三には政府の同意を得べしと云ふ手續を経而も政府が同意したや否やを議場に報告しなければならぬ筈のものであります。動議を起したばかりで議事中止の決議も別には採らぬ、日程の變更の動議はあるけれども、其決議もない、政府の同意を得たと云ふ第三の手續も此處には報告して居りませぬ。——けれども内々政府は同意したのであると云ふかも知れない——或はさう云ふ事は同じ仲間の政府であるから、決議成立たざる中に既に同意を與へて居つたかも知れない。それは本員は悪いとは申しませぬが、それならそれで兎に角、吾々議員に對しては政府の同意を得たと云ふ報告をせなければ、吾々は規則上次の議事に取り掛けることは出來ないのであります(拍手)是が第三番目である。それから第四には同じ日程に掲げられてある中に、日程第三、第十八、第七十七、及また提案者の説明を聴かざる第五十五、何れも建議である。之を除き、其他の日程は全部委員會の報告通り可決せられんことを望むと云ふのが、岩崎君の動議であつたと云ふことは、他日速記録の配付を得て本員を初とし

て、恐らくは餘程の大勢の議員は初て承知致したことを、思はれます。若し此中に其事を豫め承知して居つた者がありとするならば、此處に居る速記者以上の耳を持ち——人間通常持つことの出來ない神通力でも持つて居つた諸君でなければ承知することは出來ない筈と思ひます(拍手)但し之を議場外で承知して居つたと云ふならば、是は別問題であります。議場外で承知した事は議場内で承知した事と混同する譯には相成らぬのが議事の本體であります(拍手)斯様な手續で、其他の日程と云ふまでには、第一種から第二種、第三種までの決議をした後でなければ、其他の日程と云ふことに入る譯には行かぬのであるが、其決議はせないのみならず、速記録は聴取ること能はずと書いてある。議事中止の事も聴取れない。日程變更の事も聴取れない。政府の同意を得べしと云ふ其事も聴取れない。議長も一切それ等の報告はしない。而して是等の亂暴なる順序を経て、遂に建議案約八十件、請願書無慮三百件、之を一時に決議したと報告したのが、奥議長當日の働きであります。如何にして之が決議出來ました、

誰も速記者は聴取れぬ、此處に居る速記者すら聴取れないのであるから、實を言へば議長も聴取ることが出来ないのが當り前である(拍手)岩崎君の動議は、速記者より議長の方が餘程遠い所に在るのでありますから、速記者四人すら聴取れなかつた所の動議であるならば先づ當り前の人間としては議長も聴取ること能はずと云ふのが、普通の事でありませぬけれども、議長は特別の耳を持つて居つたと云ふならば、本員は敢て争ひませぬ(拍手)唯議長が良き耳を持つて居ることを、友人として喜ぶだけに止めます。左様な事をして、遂に約四百件に近い異種類のものを一緒に決議した。岩崎君の動議を一回の決議で極めた。議事中止の決議と、日程變更の決議と、それから總ての四百件に近いものを一括して議題に供すると云ふ決議と、而もそれを可決すると云ふ決議、四種類か五種類の決議を一度にしたと云ふのが、當日の事實であります。官報速記録はそれを證明致して居る。斯様なことが若し此事實にして正確なるものとすべからば——此點に付て官報に訂正も取消も載つて居らぬ、本員殊に書記官局に向つ

て質問を發して取調べて貰つて見たが矢張何等の異變はないと云ふ返答がある以上は此事實は正確動かすべからざるものである——、それだけで澤山ではないか。即ち當日議長の致したる所の宣告は、關係の法規を總て無視し、帝國憲法の精神を蹂躪し、立憲正體の根柢を破壊したものであると云ふことは、(拍手)此事實に於て疑ふべからざる事ではないか(「ノウ／＼」と呼ぶ者あり)若し斯様な三種、若くは四種の決議を一度に爲すことが出来、三百四百の議案を一度に決定することが出来るならば、豫算全體と雖も一舉して之を可決することも、否決することも出来る、左様な事が正しき事として、此議場に於て認めらるゝならば、立憲政體の根柢は殆ど全く破壊せらるゝことになりませぬ(拍手)憲法と云ひ、立憲政體と云ひ、其神聖なるものは何に依つて成立つか。議會が無ければ憲法ありと雖も運用は出来ない。又其議會に最も大切なるものは議事である。議事無ければ議會あることは出来ない。議會無ければ帝國憲法及立憲政體なきも同一である(拍手)而して此議事は斯の如くして議長が勝手に致して居りま

す。議事中止の決議も採らずして、議長はしたりと認めて居る。日程變更の決議もせずして、同時に報告して居る。政府の同意を得たと云ふことの報告をも致さぬ。三百件、四百件の議案を一括して議事に付すると云ふ決議も致して居らぬ。最後に皆を集めて第五番目に爲すべき可否決を諮つたのであります。此可否決に付ても、議事の性質を理解せざる諸君は致方ありませぬが、苟も議事の何物たるを理解し、衆議院議員たるの職責を重なる以上、どうしても左様な事には同意は出来ない筈ではないか。吾々が不肖ながら選挙を受けて、一人に平均すれば十有餘萬の帝國臣民を代表して、此席に臨んで居る以上は、帝國の利害に關係すべき議案に付ては、一々賛成若くは反対の表決をせなければならぬが、三四百件を一度に決議を爲し、議事に付せられては、どうしてそれに表決をすることが出来ます、(拍手笑聲)諸君は御笑ひになります——御笑ひになります——是は立憲政體の根柢に關係する問題でありますぞ(「請願權を蹂躪すると其罪惡孰れぞ」と呼ぶ者あり)

○副議長(柏谷義三君) 木村君、私語を禁じます

○尾崎行雄君(續) 三百件餘の請願を一括して議事に付するなご、云ふことは、請願權を侮蔑するの最も甚しきものであります、(拍手)私は諸君が、岩崎君をして、斯の如き動議を提出せしむるに至つた心情をば、聊か斟酌するだけの黨派關係は知つて居ります。當日の光景——多數黨は多數を恃んで一氣呵成に、己の意見を押し通さうとした。多數が道理に背いて其力を用ゆるに方つては、少數黨としては議事の妨害をするど云ふことも萬已むを得ざるの方便であります(拍手)多數の——多數の横暴に對しては、少數の妨害は屢々世界到る國に於て起る事であり、我が帝國議會に於ても、將來必ず其事は起るものと云ふことだけは、御覺悟なければなりません。少數黨の妨害を避けんと欲すれば、先づ多數黨の横暴を止めなければならぬ(拍手)當時の事を公平に私が申しますれば、少數黨は妨害の手續を執つたことは事實である。同時に多數黨は多數の力を濫用したと云ふことも確かであります。一方多數が其力を濫用する以上

は、少数は無論の事、正當防衛の途を講ずると云ふことは、何れの立憲國に於ても必ずある所であります（それが悪い）と呼ぶ者あり）悪ければ、其多數黨の横暴を先づ止めるより外に致方がない。故に其結果兩者各々常軌を逸して、多少感情に馳せたと云ふことも、私は人間として無理からぬ事とは信ずる。併ながら如何に無理からぬとしても、只今言ふ如き手續を執つたと云ふことは、どうしても帝國憲法の爲に——苟も憲政を重する者であるならば——それを是なりとする譯には行かぬ筈である（拍手）政友會の諸君は今日多數であるが爲に、斯の如き事を是認することが、假令國家の不利益であつても、黨派の利益であると思ふかも知れぬ。併ながら政友會必しも何時までも多數に限つたことはない。他日或は少數になるかも知れませぬ。既往に於て少數になつたるが如く、將來に於ても亦少數になることがあるかも知れない（拍手）若し其時に多數黨が、先般諸君が執つたと同じ事を致したならば、諸君は初て己れの過ちを悟るであらう。故に斯くの如き問題は現在の黨派の多數少數に依つて、判斷してはなら

ぬ。己れが又何れの黨派に屬して居るからと云ふが如き見地より賛否を決してはならぬ。黨派は無論重い。併ながら帝國憲法は尙ほ重いのである（拍手）黨派の利益は黨員として尊重しなければならぬが、國家の政治機關の根柢を破壊すると云ふことは帝國臣民として最も考慮せなければならぬ問題であります（拍手）故に私は黨派心理からして、各派の諸君が感情激して、或る程度まで常軌を逸すると云ふことも、私は強ち咎めませぬ。唯々左様な時に處すべき議長たるものは、全院の利害得失と國家の根柢に始終思ひを致して、黨派の人、若し黨派的心理よりして常軌を逸したならば、之を矯め、之を矯正するのが議長の職分と心得て居るのであります（拍手）然るに奥議長たるものが、矯正する心はあつたらうと思ひますが、多數の黨員等に擁せられて、遂に此宣告を爲すに至つては、遺憾ながら奥議長は議長たるの技能はあるかも知れぬ。法律思想はあるかも知れぬ。併ながら議長たるの識見及人格に於ては、全く缺けたりと斷せざるを得ぬのであります。兎に角斯の如き宣告を爲したと云ふことが、即ち全院

の體面を重んじ、議事の神聖を維持しなければならぬ議長としては、確に其職責に違背した事である云ふことは、此官報の滅せざる限り此議事の訂正せられざる限りは、黨派の異同を問はず、何人も異議を挟むことは出来ない筈であります(拍手)之に對して、徒に黨派的感情に馳せて、根柢なき所の反對を爲し、異議を挟む如き者は、立憲政治の根柢を破壊することを厭はざる者であり、黨派の重きを知つて、君國の重きを解せざる者と言はなければなりません(拍手起り「ノウ／＼」と呼ぶ者あり)又更に思へば、本員は奥氏其人とは多年の親交もあり、且つ或る程度までは其人を信じて居る者であります。若し吾々が其目的を達して、近き中に奥氏其職を退くならば、之に代つて出づる者、或は奥氏より劣るかも知れぬ云ふことも心配致して居るのであります、故に比較的奥氏が適任である云ふことは、本員疑はないのでありますけれども、奈何せん帝國憲法の根柢を破壊すべき此言動に至つては、義として之を坐視することが出来ませぬが故に、本員は已むを得ず此動議を提出するのであります。故に諸君に於

ては願くは或る黨派であるから反對した、或る黨派であるから賛成をした云ふが如き——我が衆議院に於ては黨派的感情のみに依つて憲法の神聖も無く、君國の利害も無いと云ふが如き——形跡を天下後世に貽さうらぬことを希望致します(拍手)(終)

晩くとも止むに優らんやがて我が

正義の太刀に斃るべき身は (奥議長の辭職)

## 第六篇 婦人の覺醒

(大正十年一月廿三日國民新聞)  
社主催國民婦人會に於て演説)

## (一) 序 説

唯今馬場君から、立派過ぎる御紹介があつて恥入つて居ります。新しき思想を有つて居ると云ふ事で御座いますが、新しい舊いは比較の言葉でありまして、馬場君の私に對して新しいと云ふのは、多分私の年から割出した事であらうと思ひます。若し私より若い人が私の思想を有つて居つたら、必ず舊い思想と云ふに違ひ無い。マア棺桶の中に片足以上を入れた人間としては、少々新しい思想であると御考の上で、御聽きを願ひたい。

今日は御婦人に未來の國民を養つて頂く事に付て、少し御話したいと思ひますが、一體問答體として何か問ふて頂いて、之れに對して答へるならば、尙更仕合せと思ひます。さうでないと、如何なる事が聽きたいのであるか、どうも年齢も違ふし、男女

の性も違ふので、私共が大變面白いと思つて居る事も、貴女方には欠伸の種となりはしないかと思ひます。然ればさて初めから質問をぞ申しましても、男でさへ度々注文しても、問ふて呉れませぬから、況して御婦人方のおとなしい性質としては、或は質問をなさらぬかと思ふ。故に已むを得ず、私から一通りお話を致して、其事柄に付て、或は其事柄以外の事に付て、何か此の機會に、尾崎に問ふて見よう、と云ふ事がありましたら、御遠慮無くお尋ねを願ひたい。知らない事は知らないと答へ、知つて居る事は知つて居る通りにお答へ致します。而して今日は折角御目に掛つた事でありまして、通り一遍な形式なりのお話をするも残念でありますから、之を公けにしない意味で、私の思ふ通りの事をお話して見たいと思ひます。さうしますと人に依つては、或は危険人物と申す人もあらうし、謀叛人と考へる人もありませうが、私としては危険人物でも、謀叛人でも差支ない。併し牢屋には未だ行きたくないと思ふ程度で、御話を致します。

## (二) 家庭に於ける強者弱者

是非聽て頂きたい事は、正邪と勝敗の關係であります。元來正邪と勝敗は別物であります。併し動もすれば、世間之を混同して、勝敗が即ち正邪と云ふ事に考へられて居る。是は單り日本のみならず、歐羅巴に於ても、亞米利加に於ても、マイト、イズ、ライト、力は即ち正義であると云ふ言葉すらある程で、日本に於ては、明治十年頃、西郷隆盛が「勝てば官軍、負ければ賊」と申して居りますが、今尙ほ此思想が日本を支配して居るやうであります。即ち成敗は正邪であつて、正邪は成敗の原因ではない、勝ちさへすれば、邪も正となること云ふのが、現在の日本を支配して居る思想のやうであります。男女の關係も矢張り此の思想で、支配されて居る。家庭も矢張り此思想で支配されて居る。之をもう少し進歩せしめて、勝敗と、是非善惡若くは正邪曲直とを、判然と別物にして扱ふやうな世の中にしたたいと云ふのが、私共子供から今に至る

まで、一貫した思想であつて、既に私の腦中に其やうな思想が起つてから、四十年も経つて居りますから、決して新しい思想とも思へぬのであります。併し是が行はれて居りませぬから、新しいと申しても差支ないか知らぬと思ふのであります。

先づ家庭に於ける男女の關係から申しますと、男は強くして——中には私の如き弱虫もあり、又御婦人でも非常に強い方もありますから、無論取除けは別であります。——概して男は強く女は弱い、それゆゑ男は吾儘をしても宜いが、女は相成らぬと決つて居ります。法律にしても、道德にしても、總ての事が此原則から割出されて居ると思はれるが、是が第一に不平なのである。例へば法律に於て、私はどうも綺麗な言葉で申す事を知りませぬので、此處で御話するに甚だ苦しみますが、男が爲して差支ない行爲——即ち妻を有する男子が他の婦人に關係する事を法律は許して居ります——を、良人ある女子が爲せば——即ち他の男子に關係すれば——我刑法は之を嚴罰し、懲役二年以下に處せられるのであります。而して不品行が、社會の惡事であるならば、

男が爲しても女が爲しても、社會に害毒を流す點に於ては區別はない譯であります。然るに男が爲せば之を不問に附し、女が爲せば之を非常な罪惡として、之を懲役に處すると云ふ事は、私共の理解の出来ない處であります。之を強ひて解釋すれば、男は強い、女は弱いから、強い者は如何なる吾儘をしても宜いが、弱い者が強い者の氣に入らない事をすれば、罪惡と見るに云ふ事より外に解釋が付かないやうに思ひます。併し之も無理はない、法律は男が作るものであるから、男に都合の宜いやうに作る事は當然であります。若し反對に立法權を婦人のみに與へたならば——諸君は或はソナナ事は仕ないかも知れませんが——多數の婦人は是を反對の法律を作つたかも知れませんが。兎に角今日の如くに、男子のみが立法權を有つて居る時代に於きましては、道理上何處に持出して、通用の出来ない法律が、白晝公然と行はれて居るのである。即ち正邪でなくて、強弱の觀念に基いて法律が作られて居ります。是は法律上の一例であります。此類の事はまだ幾らもありません。家に立派な總領の女子が有つても、

其の女子は家の相續が出来ずして、他に私生兒か何かあると——而も未だ生れないで腹の中にあつても——それが男ならば親の財産を相續する事が出来る。是が我國現行法の規定であります。是は何と云ふ事である。未だ生れない私生兒でも、それが男子ならば相續權を有つて居るが、立派な正統な先きに生れた女子には、相續權を與へない。斯の如き事は、道理の分つた社會に於ては通用しないが、多少文明を誇りとして居る所の我が日本帝國に於ては、現在さう云ふ法律が行はれて居る。即ち強弱勝敗の觀念以外には正邪も善惡もなく、男は強い、女は弱い、殴り合へば男が勝つて女が負けると云ふだけの觀念に因て此等總ての制度法律は出来て居るのであります。

### (三) 婦人虐殺

家庭に於きましても、男女の關係を見ますと、吾々の知つて居る日本婦人は、多くは人間として扱はれて居らぬのであります。斯く申す私も、婦人を人間として扱つた

事が少いやうに思ひます。是は私の自白でありまして今更後悔して居ります。私は若いうちに正邪の觀念を其處迄徹底的に適用する事をしなかつたのであります。中産階級の下等位の家庭に於ては、結婚した婦人は、第一に妻としての一人前の職分を盡させ、其上に子供が生まれますと、子守と申して宜いか、保姆と申して宜いか、或は乳母と申して宜いか、兎に角此の三つを兼ねたやうな職分は、どうしても有たせるのであります。是が西洋の家庭である——取除けもありますが——親の側に置かずに、乳も大抵飲ませず、乳母を置いて育てさせる。是が悪いと云ふて、近來は帝室でも之を飲ませると云ふ傾向がありますが、先づ富貴の家に於ては、大抵は飲ませないで、ウエツト・ナースと云ふて、乳を飲ませる乳母を置いて、是に育てさせるのである。然るに日本に於ては、中産階級の婦人は、子供を生みますと、母たる職分の外に、乳母と子守とを兼ねた仕事をする。其上、料理人の仕事は無論しなければならぬ。女を多く使つて居る家では、下女頭であるが、少ない家では料理人其者で、而も是は中産階

級に於ては普通の役目となつて居る。西洋では是は一人前の仕事であります。日本に於ては細君の兼職となつて居る。更に甚しい事は、歐米の社會に於ては、結婚した場合、父母と別居しなければならぬ。又別居するだけの力がなければ、結婚すべからざるものになつて居りますが、日本はそれとは反對に、習慣として必ず父母と同居をしなければならぬのであります。同居をすれば、普通眞父母に仕へるよりは、良人の父母に對しては、更に善く仕へなければならぬ。結婚後子供を育て、母としての義務を盡すのみならず、更に子としての職分を、一人前以上に盡さねばならぬのであります。母となつた以上は、子としての義務だけは免除して然るべきであります。丁度母となる時分には、更に最もむづかしい義務を新たに始めさせて、而も本當の父母でない者に對して、眞の父母以上に仕へなければ先方が承知せぬ。是が日本の社會の現狀であります。更に父母に仕へる外に、大抵の家には、良人の兄弟姉妹がある。是は小姑と云ふか、小鬼と云ふか、何と云ふか知りませぬが、兎に角是等が親並の權利

を主張して、お嫁さんを苛めるのであります。良人を持つて、肉體的にも精神的にも非常に變化を受け、一步誤れば肉體的にも、精神的にも、非常に危険なる變化を生ずべき場合。其の最も危険なる場合に於て、斯くの如き澤山の仕事を科せられる上に、其の良人が政治或は其他の公共的仕事に従事して居るとすれば、場合に依つては秘書役の仕事をしなければならぬ。手紙を總て取扱はなければならぬ。返事も書いて置けなご、良人自身は書かないで、細君に命ずる。それを入れますと六人前の仕事になります。其の上に朝は良人より早く起き、夜は遅く寝なければならぬ。六人前の仕事をして、一人前の仕事をしない良人より早く起き、夜は遅く寝なければならぬ。實に亂暴千萬な習慣であります。斯の如き殘酷なる取扱方をして居りますが、それに對して、適當な報酬を與へるか云ふと、それは與へる所ではない。私の知つて居る家庭——私の家庭もさうでありましたが——それは報酬を與へる所ではない、食物も適當に給與しないのであります。私は餘程貧困の家を有つて居りましたから、通常の中産

階級の代表としては、話せないか知れませぬが、私共自ら實驗した所、又は朋友等の家庭を見ますと、それ程の役目を科された上に、客でも來ると、料理番と下女の職務もしなければならぬ。即ち臺所で料理を拵へ、或は給仕をしたりして、主人と客が飲食して居る間腹を空かせて居つて、客が歸ると、其の殘物を食べる云ふ有様で、恰も猫か犬の如き待遇である。適當な食物は客及び主人のみ作つて、細君の分は作らない。残り物があつて初めて細君の口に入る、犬猫は斯の如くして育てられるが、其犬猫同様に扱はれるのが、全く中産階級に於ける細君の實況であつて、實は私も其の通りにして來たのであります。是では如何なる人間でも生きて居れよう筈がありません。精神的にも肉體的にも生きて行くことが出来ない。果せるかな私の妻は若い中に死にました。私から言へば、是は虐殺したのである。私が虐殺者であつたと、自ら懺悔をするのであります。而して私の朋友を見ると、私同様に後妻を有つて居る者が中々多い。即ち第一の細君を虐待し虐殺した人々であります。然らば二度目若くは三度

目からは自ら改めたら宜からうと思ひますが、社會が許さないから、改める譯にも参りませぬ。虐殺は罪惡であるご知つても、二度目にもなかく虐殺せずには置かない、必ず虐殺の手續を執るのである。さうでなければ全社會が變な奴だと、親類縁者悉くから絶交されますから、矢張虐殺の手續を執らざるを得ないのであります。初めは虐待し、それが嵩じて虐殺となる。吾々の朋友で二度三度結婚した者もあります。一番初めも死に、二番目も死に、三番目も——此所に掲げてある肖像の主人公の如きは漸やく三番目の細君を生殘して居りますが、二人は殺して居る。大抵はさうでありまして、實にどうも殘酷な社會と言はなければなりません。過般行はれました。國勢調査の結果を見ますと、日本には婦人が少ないやうであります。是は何故かと申しますと、即ち虐殺するからであります。婦人は何處でも少ないが、日本は特別少ないやうに新聞にも見えて居ります。是に就きましては、報告の印刷が出来ましたら、尙詳しく見やうと思ひますが、虐殺者は何處に多いかは之を見ると判ると思ひます。併なが

ら又婦人諸君は虐殺せられて平氣で居る。誠に寛大な方々である。コウ申せばごて赤い旗を立て、謀叛を起せとお勧めするのでない。謀叛はお控へになつた方が宜い。又假令虐殺せられず、良人や客と同じ食物を攝りますとしても、結婚後良人の父母と同じ家に住んで、それに仕へると云ふ事では、迎も其の精神肉體は適當に發達する事は出来ない。然し此處にお集りの方々ほどに發達して居るのは、不思議な事であつて、此の點より觀れば、日本婦人は天然に優れたものであるごも思ふのであります。是が普通の婦人であつて、而も右に述べたるが如き虐待を受ければ、到底此の程度まで發達する事は出来ないと思ふが、兎に角大部分が生殘つて居るのみならず、精神も肉體も相當に發達して居ると云ふ事は、感服の至りに堪へない。是だけは此の際特に敬意を表して置きます。

#### (四) 腹の賃貸借

正邪と云ふ事は一切考へないで、皆な勝敗強弱のみに立脚して、風俗習慣總てを割出すから、斯うなるのであります。殊に今日の家族制度、或種類の人の誇りとして居る日本の家族制度は、封建時代に發達した制度で、其の封建時代には何よりも力が、一番重きを置かれたものであつて、之を思想的に言ふと、野蠻時代を一段位上つた、極めて幼稚な時代には、世界何れの國に於ても、封建と云ふ時代が出來たのであります。それが進歩して、道理が行はれ、力のみでは世の中は渡れなくなると、封建制度は倒れ、而して一國が統一せられ、更に進めば立憲政體など、云ふ、道理に基いた政體が開けるやうになるのであります。我が日本は形式から申しますと、今は立憲政體であります。が、實質から言ふと、依然たる封建時代で、人民の思想も感情も徳川時代に比べて何ほども進歩して居ないのであります。家庭の如きが即ちそれであつて、封建時代に作られた家庭の風俗が、習慣となり、法律となり、今日儼然として日本全國を支配して居ります。封建時代には、斬合ひ、殺合ひが主たる社會組織でありますから、

どうしても兵隊を多く戰場に送る組織を立てなければならぬ。それは男でなければ役に立たないから、どうしても男子に重きを置かなければならぬ。従つて若し家に男子がなければ家祿の相續は出來ず、其の家は斷絶して、其俸祿は他の戰士を供給し得る家に向つて與へられる。是が封建世祿の骨子であります。即ち何れの家でも封建時代には男子がなければ、其の家は絶滅するので、正妻に子供なき時には、他の第二第三の妻と云ふか、妾と云ふか、兎に角何れにしても同じであります。妻か妾かを迎へて宜い、腹は借物である云ふ。是は皆な戰士供給の必要上から起つた習俗である。制度である。元來人間の腹は賃貸借すべきものではない。併し力がなければどうする事も出來ないと云ふ社會組織の時代に於ては、人間の腹も賃貸借の習慣を生ずるのである。家の相續人たる男子を作らなければならぬから、従つて蓄妾制度も行はれ、男子ならば私生兒でも、其の家を相續する事が出來ると云ふやうな法律が、今日封建制度の倒れたる日本に於て、尙ほ行はれて居るのであります。之を詳しく言へば際限

がありませんが、今日の家庭は全く封建思想、力を主とする思想に基いて出来て居りまして、力以外には何等の意味をも爲さない。即ち戦争に必要な男子を供給しなければ、食つて行く事は出来ないと云ふ思想に依つて、今日の家庭は形成せられて居るのでありますから、其家庭の主人公たる婦人が、道理に合はない風俗境遇に、立たされて居ると云ふ事は無理もない。併し立憲時代になつたら、立憲時代相當の思想を養はなければなりません。

近來——近來ではない餘程昔から家庭改良の聲を聞きますが、實際は何等の改良も出来ないやうである。即ち武力即ち暴力を基として居る封建時代の思想を根本的に改めないで、枝葉のみを見て居るからであつて、どうしても思想の根柢を改めなければ何の役にも立たない。暴力を基としたる封建制度の産物たる家族制度を根本的に改めなければ、何年働いても効はないと思ひます。庭の木も彼方を摘み此方を摘んで、是で松の枝振りが宜くなつたと思つても、亦來年になると見苦しき葉も枝も出る、之を

本當に好くするには、其木の種類を改めなければならぬ。悪い木を植ゑて置いて、枝や葉のみを薙つたのではダメだ。それと同じに今の改良論者は、枝や葉のみを相手にして居りますから、一時は効能がありますが、來年になれば又出て來るのであります。コナナ事を繼續した所で、何の役にも立ちません。而して之を改めんとすれば、力の中の世を變じて、道理の世の中にしなければならぬ。封建時代は武力萬能の世の中であつたのであります。

### (五) 危険なる舊思想

若しお差合ひがあつたらお許しを願ひたい。私は決して悪意あつて申すのでありません。只過去の死んだ事實としてお聽きを願ひたいのであります。それは今日華族として立派に生存して居る人々は、大抵元龜天正以後、力に依つて其の地位を得た人々であります。無論徳に依つて得た人も少しはありますが、多くは力に依つて得た

地位であります。彼の蜂須賀小六、是は確に強盜であつたのであります。併し力の強い手下が多かつたから、其の組織的力を以て大名となつて、今日其子孫は侯爵か何かになつて居ります。即ち力以外に大名になるべき要素は別になかつたが、組織的腕力が強かつた爲に侯爵の先祖となつたのであります。又黒田家も其の通り、元は播州あたりの伯樂か何かであつたようですが、力を組織的に集め、戦争に於て之を組織的に用ひて働いたから、大名になつたのであります。其他何れの大名でも、自身一個の力か、或は他人の力を組織的に使用して、其位地領分を斬開いたのであります。併し力のない者は、如何に徳が高くて、或は智慧があり學問があつても大名にはなれない。彼の北條家の如きは源氏の家來、所謂陪臣であります。伊豆の片田舎より出たものであります。組織的力を有つて居つた故に北條泰時が單騎鞭を擧げて西を指せば、關八州の子弟は雲霞の如く後へに付いて、朝廷を攻めに馳せ上つたのであります。凡そ我が帝國に生を享けて居るもので、神武天皇の御子孫の尊い事を知らない者はない

筈である。又其の御系統に於ても、是程貴い御系統は、外にはない云ふ事も知つて居る筈であります。併し力の強い北條一族が、朝廷に及向へば、關八州の子弟は雲霞の如くに朝廷を攻める。是が封建時代の特色であります。力さへ強ければ何でも出来る。正邪善惡の如きは、敢て問ふ所ではない。又自分の主人を殺す事の悪い事は、如何なる愚人でも知つて居る筈であります。光秀が「敵は本能寺にあり」と言へば、其の家來は信長の陣營たる本能寺を攻め、信長を焼殺したのであります。苟も正邪善惡を心得たる人間ならば、斯の如き事は出来る筈のものではありません。封建時代の人間は皆んな斯の如き行動をするのであります。蜂須賀小六が「あの家を攻めて財寶を盗め」と號令すれば、蜂須賀の家來は皆強盜殺人に出掛けるのであります。即ち強盜であらうが、人殺しであらうが、朝廷征伐であらうが、主殺しであらうが、何でも構はず力の強い者は之を爲し、其家の子郎黨は正邪順逆を問はず之に盲従するのが、封建時代を一貫する所の事態であります。是は獨り日本のみならず、斯の如き思想の

行はれて居る時代には、何れの處に於ても封建制度と云ふものが行はれるのであります。即ち正邪を根柢とせずして、唯勝敗を根柢として居る「斬り取り強盜は武士の習ひ」と云ふ格言は、それから出て來たのであります。正邪善惡は一切問はない。是が封建時代を一貫したる思想状態であつて、總て力を本として事を決めるのであります。力が弱ければ朝廷に向つても、誠に申し上げる事の出來ない程の虐待を、全國舉つてするのであります。力が強ければ、徳川氏の如き者でも、日本全國を支配して、二百有餘年の久しきに亘つたのである。此頃私の友人に依つて公けにされましたから、諸君も御承知でありませうが、徳川二代將軍以後二百年餘りの間、朝廷より江戸城に來る勅使は、徳川に對して家來の形式を執つたのであります。否な徳川が執らせたのであります。朝廷又是に屈從して居つたのであります。陛下の御名代として來る勅使は、二重橋邊で駕籠を降りますか、もう少し中で降りますか、兎に角其の邊で降りて玄關より昇つて行く、將軍は上段の間に蒲團を敷いて座つて居ると、勅使は遙か向ふの室より

膝行して、上段の間に至り、平身低頭して勅諭の趣を申述べると、將軍は蒲團の上から點頭くと云ふ禮法であつたのであります。斯んな事で正邪善惡の思想が何處にあります。當時日本全國の學者は概ね皆な徳川に仕へて、其の祿を食んで居た。其の學者達が斯の如き不都合な、大逆無道とでも言ふべき禮式を作つたのであり、日本全國の學者達は之れに賛成したのであります。而して勅使の御役目が無事に濟むと、直に駕籠に乗つて大老中屋敷に、「勅使の役目が無事に濟んで有難い」と云ふて御禮廻りをしたのであります。力さへあれば三河邊の小大名でも、勅使を自分の家來同様に扱ふ事が出來、力がなければ神武天皇以來の由緒ある帝室でも、徳川に對して斯の如き態度を、齒齧みをしながらも執らざるを得なかつたのであります。是が封建時代の特色であつて、其の時代は鎌倉以後だけを數へても八百年、又封建時代ではありませぬが、藤原時代と雖も、正邪順逆を度外視するの點に於ては、矢張り封建の實質を備へたもので、之を總て數へると千有餘年の久しき間、大義名分を蹂躪した世の中が、續い

て居つたのであります。實に恐ろしい時代ではありませぬか。力さへ強ければ何をしても宜しい、勝ちさへすれば宜しいと云ふ恐ろしい時代であつて、若し世の中に危険思想と云ふものがあるなら、是程危険な思想はないのであります。勅使を膝行せしめ、それに對して將軍が、「勅使大儀」と云つて頷く事を是認する思想ほど危険な、且つ日本の國體を破壊する思想が何處にありますか。然るに此の如く力を主とする思想が今尙ほ日本を支配して居るのであります。現在吾々を支配して居る思想は、全部封建時代の思想で、其の上に一步も上る事が出来ない状態になつて居る。今日有ゆる方面を支配して居るものは正邪ではない、善惡でもない、是非曲直でもない、力の強弱、成敗利鈍、勝つか負けるか、強いか弱いかと云ふ事が、日本全體を支配して居るのであります。之を個人々々に就いて觀ても、如何なる手段を施しても、勝てば宜い、成功すれば宜いと考へて居る。是は全國民大多數の考であらうと思ふ。其の證據は可なりあります。法律を犯す事が悪いから、法律を犯さないと云ふのでなくして、犯せば罰

せられるから犯さないのであつて、若し罰せられずに犯す事が出来る事になれば、犯す人が餘程多からうと思ふのであります。故に正邪の觀念に依つて法を守るに非ずして、利害勝敗の觀念に依つてイヤ／＼ながら法を守るのである。犯したいけれども犯せば捕つて——即ち政府が強者を代表し、弱い者を捕へ牢に入れるから、犯さないと云ふ人が多數であつて、法律は正義に基いて作られたものであるから、是非共守らなければならぬと考へて守る人は、餘ッぽど少ないと思ひます。皆さんも御承知の通り、東京市にもあれだけの犯罪事件が起り、京都にも先達あつた、又福岡邊にもあつた、茨城縣にもあつた。日本全國何れの所と雖も、東京市の事件位の罪人のない所はないと、其の當時も私は云つて置きました。世間が唯東京市が悪いとのみ觀るのは、大變な間違ひであります。東京市のみ良くする事が出来るかと考へて居るのは大間違ひで、日本全國皆此の通りであります。偶々東京とか京都とか福岡とか云ふも所に形が現はれたから、世間多數の人は、之を一局部の事の如く考へて居りますが、東京も矢張

り百疊敷の疊の一部分で、どの疊でも叩けば塵が出ます。叩かなければ綺麗である。詰り正邪の觀念で法を守るに非ずして、捕へられる事が恐ろしいので法を守るのでありますから、表面は犯さないが、裏を潜る事が出来れば潜らうと云ふのであります。潜り損つた者が法網で捕へられ、巧みに潜つた者は、位も貰へば罰も貰へます。併し照魔鏡を以て神様が照して見れば、皆罪人であります。どうしても正邪を骨子として立つて行かなければならぬのに、強弱勝敗を大黒柱として、日本現在を維持して居る思想と制度とが衝突して居るから多數の犯罪者が出るのであります。

### (六) 明治大正の文明

今の法律は前に申す通り、力の時代の産物が混合して居りますから、全く理窟に合はない所もあるが、併し大體は立憲時代の西洋思想に基づき、之を我が國情に參酌折衷して作つたものであります。従つて力を骨子とした時代の制度法律とは、根本に於

て違つて居ります。刑法治罪法より市町村制に至るまで、道理を骨子として作つた法律であります。無論同じ事でも、男がすれば宜いが、女がすれば罪になると云ふが如き間違つた事も混入して居るが、大體は道理と道德とに基いて作られたものであります。然るに御同様は、今日でも尙ほ武力萬能で、道理をば極めて弱いものとして生活して居るのであります。家庭に於ても其の通り、政黨に於ても其の通り、更に衆議院、貴族院に於ても其の通り、總て武力を主として居ります。道理で運用しなければならぬ今の世の中を、日本のみは力で運用して居りますから、是を時代逆行と云ふか、思想の衝突と云ふか、どうしても調和する事の出来ない原因は其處にあるのであります。どうしても是は婦人方の力を借りて、家庭に於て子供を育てる時から、之を治して行かねばならぬ。武力觀念を道理觀念に改めなければ、逆も此の世の中を救ふ事は出来ないと思ひます。所が改める所ではない、世の多數の人々は、益々武力觀念を養成する方法を、不知不識の間に講じて居るのであります。又之を變へようとしても變へら

れない弱點は——中には餘程偉く人も居りますが、残念ながら概して日本現在に生存して居る人は、知識に於て、道理に於て、有ゆる點に於て極めてまだ低いのであります——徳川時代以上に進む事が出来ないといふ一事であります。或は武力萬能の徳川時代の方が、今より進んで居つたかも知れませぬ。形の上に於ては、今日は大に進んだやうに見え、自分でもさう思つて居る人が多數であるやうに見えますが、事實は更に進んで居らぬのであります。進んで居らぬのは自覺せぬからであつて、總ての點に於て自ら低いと云ふ事が分れば、進む途も自然に開けるが、自ら大に進歩した積りであるから、進む道は開けない。

今その低い事の證據を御參考に申し上げますと、何人も理解する事の出来るのは衣食住の問題であります。御同様が着て居る着物は——此の着物は（演説者自身の洋装を指す）少し違つてハイカラ風でありますが、普通吾々が着て居る羽織袴、又御婦人方の御召になつて居る着物は、皆な徳川時代のものであつて、王朝時代のものではない。

又明治大正の物でもない。或は羽織の紐を低く付ける位の新工夫は入つて居るか知れませぬが、大體に於て王朝時代のもので明治大正時代の産物でもない。徳川時代に工夫せられた儘で、少しも進歩改良はして居らぬ。僅に百分の一位の改良は出来て居るかも知れないが、模様でも何でも大體徳川時代の物で、それ以上に進歩改良するほどの智慧が出来て居らぬ。徳川時代は、平安朝時代の物を改良して、今日吾々が用ひて居るやうな物を作るだけに發達して居つた。無論今日と雖も色々工夫は致しますが、どうしても是より宜いと認める程の物を作り得ない。それほど下等であります。若し下等でない云ふ方があれば、ごうかもつと立派なものを作つて頂きたい。徳川時代には、其の以前の奈良朝時代、鎌倉時代、足利時代の着物を改良し、改良して、終に今日使用して居るやうな物を作るだけの智慧があつた。色々な點に於て優つて居つた。それだけ進歩して居つたのであります。衣服は左様でありますが、然らば家屋はごうであるか、是は（會場を指す）西洋擬ひでありますが、御同様が住んで居る家屋は、多く

は疊を敷き、床の間を作つた家であります。是も奈良朝時代の物でもなく、戦國時代の物でもない。徳川時代に初めてあの通りの建築が出来たのでありまして、之を明治大正になつて改良し得ないではないか。事務所だけは西洋の物を下手に模造しても——改良とは云へない。此家なども餘りお上手でない真似方である——。先づ是は別として、五千何百萬の大部分の人は徳川時代に工夫した家を改良し得ずして其儘用ひて居る。此の頃は家の片方に應接間だけは、西洋室と稱へるものを作つて居りますが、それとても決して寝るに足りないやり方ではないかと思ひます。兎に角明治大正の建築物として、後世に傳へるに足るものを、誰が工夫して居りますか。工夫するだけの其智慧も趣向もないから、之を工夫し得ないのだと思ひます。詰り徳川時代の家を改良し得ないのであります。然らば食物はどうか、是も大體は王朝の食物でない、御同様の食つて居るものは、矢張り徳川時代に工夫されたものを、其の儘に採用して居る。それ以上の物を拵へる腦髓がないのであります。明治大正の文明知るべきのみ。

飲食すら改良する事が出来ない程度である。況んや徳川時代より進んだ思想の出来よう筈がない。唯だ西洋に進んだものがあれば、それを持つて来て丸呑にする事は出来ません。建築法も西洋で工夫したものを其儘持つて来て、銀座の真中に作れば、先方の物ほごに良くはないが、似寄つたものが出来る。西洋の思想も之を持つて来る事は出来ませんが、それを嚙砕き、日本に醇化せしめて、徳川時代のものより進歩せしめる事は衣食住を改良する事が出来ないが如く、出来ないものである。思想道德總ての點に於て西洋の物を其儘持つて来る事は出来ませんが、日本の物を改良する程度にそれを嚙砕く事は出来ないほどの悲むべき状態に吾々は尙ほあるのであります。斯の如き事は白白したくないが、事實は事實である。それを飾つて、虚偽を言ひ、自分免許で火燧辨慶を極めて居つても、事實を探查すれば、全く其の通りであります。斯の如き状態でありますから、吾々は道理の世の中に生活して居ながら、武力觀念を以て總ての事物を切廻はして行くのは、無理もない事と思ひます。若し道理の世の中に適合するだけに

吾々が進歩すれば、それと共に衣食住も進歩して、徳川以上の物を、明治大正の物として特別に工夫する譯であります。それが出来ない位ですから、従つて又力の世の中を一變して道理の世の中にする事も出来ないであります。然るに前にも申した通りに、歐米より輸入したる制度法律は、道理の世の中になつてから制定せられたものであります。又歐羅巴が道理の世の中になつて、封建制度が倒れたのは、二三百年以前である。二三百年前から道理の世の中になつて、今日の制度法律が出来、それが日本に翻譯せられ、折衷せられて出来た物を今日吾々が行つて居りますが、我が官民の根柢の思想は、力の世の中以上に少しも進歩して居らない。矢張り力本位の觀念を以て世の中は理窟通りに行くものではないと思つて居る。力の世の中に於ては、無論理窟通りに行かないが、道理に世の中に於ては、大抵の事は理窟通りに往くのであります。我國では理窟通りにやらうと云ふ觀念がないから、やる事は出来ませぬ。従つて進歩する餘地がない。彼の國際聯盟の如きも、道理に基 たもんで、向ふの人は女子供に

至るまで、多少の熱力を以て其の必要を唱へますが、力本位の思想に支配されて居る我が同胞中には、之を冷笑して「今の世に行はれる氣遣ひがない」と思つて居るものが多い。歐米には非常な熱力を有つた男女老若のある事すら理解し得ない者が多い。此方では道理の通りに行くものでないと云ふが、先方では道理通りに行くのであります。

### (七) 議會は猿芝居のみ

私は衆議院の事を比較的能く知つて居りますから、衆議院に付て例を引きませう。此の頃問題となつて居りますが、衆議院議長は、一黨派を代表すべきものでなくして衆議院全體を代表すべきものたる事は、子供でも知つて居ります。之を道理から言へば、多數黨なるが故に其適否を問はず、其仲間より議長を出すべきものではないが、併し力本位の觀念から言へば、組織的力、即ち多數を有つて居る方から出すのが當り前といふ事になる。而して日本は力本位の國であるから、現在は多數黨たる政友會よ

り議長も副議長も、其他各種の常任委員長をも出して居ります。併ながら縦令少數黨と雖も、最も適當な人があれば、之を議長に推さなければならぬ筈であります。それは理窟だ、世の中は理窟通りに行くものでないと言ひますが、立憲政治の本元たる英吉利に於きましては理窟通りに行つて居ります。議長は多數黨から出しては自然吾儘になり易いから、適任の程度が同一であれば、寧ろ少數黨から出す方が安心であること云ふ理窟に基いて、英吉利では其通りにやつて居ります。又英吉利では議長は大抵滿場一致で選舉するのであります。決して黨派問題にはしない。多數黨が少數黨に就いて適任者を物色し、之を指名すれば、少數黨は是に賛成して、滿場一致で選舉するのであります。従つて我儘勝手はしたくとも出来ないのであります。是は唯だ一例に過ぎませぬが、總てが此調子であります。然るに日本の議會は、力で支配されて居りますから、理窟通りの事は、少しも行はれない。歐米は道理で支配されて居りますから、理窟通りの事が、十中の八九まで行はれます。是等の事は、力觀念に制せられて居る

日本人が見物に行つても分りませぬ。是れまで英吉利の事物を見たり聞いたりして居る人が、日本には何萬人とありますが、幾萬人見ても之を嚙碎いて善く味ふ事が出来ないのであります。又もう一つ解り易い事實を述べて見ますと、衆議院に懲罰事件と云ふものがありました。何か懲罰すべき事犯の發生した場合、衆議院の體面を重んずるの趣意を以て、之を警察官或は裁判官に渡さずして、議長自ら處分するのであります。即ち議院内に於て、亂暴狼藉を爲し、或は議事規則に反したり、其他種々雑多な不都合なる行爲のあつた時は、議院自ら之を取調べて、適當なる刑罰を與へるのであります。而して懲罰事犯は毎年起りますが、去年の臨時議會の如きは、會期僅に三十日に足らなかつたが、其の間に重大な懲罰事犯が三回も起つて居ります。日本では力を主として、道理に重きを置きませぬから、若し憲政會の議員が被告となつた場合は、多數黨たる政友會議員は一致して有罪と唱へ、而も重き罰に處すべしと主張し、憲政會側は其の人が悪い事をしてもしなくても、無罪を主張するのであります。即ち敵な

らば何時も有罪、味方なら何時でも無罪、而して罪の輕重は敵味方に依つて決める。道理や事實に因て決めないので、日本現在のやり方であります。憲政會は百人餘で無罪と言ひ、政友會は二百八十の組織的力を以て、有罪と云ふ。之を見て議員は少しも怪まぬのみならず、一般公衆も、自分等が選んだ代表者が、さう云ふ亂暴な事を致し、即ち罪の有無輕重に就ては、事實も道理も問はず、單に敵味方に依つて裁判を下しても、之を咎めないであります。凡そ罪の有無輕重を裁判するに當つて、敵味方に依つて之を決めては宜しくない位の事は、何人とも雖も承知して居るべき筈である。然るに衆議院に於ては、道理も事實も問はず、唯だ敵味方の區別に依つて、罪の有無輕重を決定するのであります。日本全國中にこれほど官報や新聞を讀む人があるか知らないが、此亂暴なる裁判を見て、平氣で居り、當然の次第と諦らめて居るのであります。どうも不思議千萬な次第であります。今日歐羅巴に於ては、陪審制度なるものが行はれて居ります。罪の有無を定むる事は、唯々裁判官、即ち役人にのみ任かせて置くの

は甚だ危險である、矢張り人民が聽いて人民が定めなければならぬと云ふ道理に基いて、陪審制度が出来たのである。罪の有無は人民の選んだ者が決めて、法文の適用と罪の輕重だけを裁判官に決めさせるのである。日本に於ても此の制度を實行せんとして、此の議會（第四十四議會）に法案が出るやうで、多分是を提出する事と思ひますが、先づ假りに通過すると見て、偕て日本國民に此道理に基いた制度を運用せしめたらどうなりませうか。被告が敵派の人である時は、何時でも有罪、味方の人である時はタトへ人殺をしようが、放火をしようが、常に無罪と云ふ判決を下しはしませんまい乎。力を主として、道理に重きを置かない時は、自然さうなります。凡そ陪審制度であらうが、憲法であらうが、其他歐羅巴亞米利加の進歩した法律制度、即ち道理の世に作られたものを移して日本に持ち來り、力を以て之を運用すれば、どれ一つとして満足に行はれる筈がない。立憲政治然り、市町村制然り、之を行へば皆な犯罪の製造所となる。日本では道理に因つて選舉を行はず、力を以て之を行ふ。良心の命令に従

つて投票せず、金力権力の大小強弱を見て投票する。故に日本の選挙は、殆んど不正不義ならざるはない。日本の選挙は道理に基かずして、金で買収し、腕力と利益で投票を集めますから、悪くなる許りで、本當の選挙と云ふものは行はれない。此他歐羅巴文明國の如何なる制度を輸入しても、今日の日本の状態では、何一つ満足に行はれませぬ。明日(二月二十四日)は貴族院に於て加藤と原の取組があると云ふて、新聞では多少興味を以て傳へられて居りますが、貴衆兩院に於ける議事は、徹頭徹尾物になつて居らないのであります。あんなものは議事でない。力の觀念を以て見れば、あれが議事の積りでありませうが、道理に基いた觀念から見れば議事ではない。議事の眞似と云ふことは言へませう。而かも大層下手な眞似で、芝居と云ふ事は出来ませうが、猿芝居位の所である。それを世間の人は、帝國議會が開けたら、議事の傍聴に行かうなど、云つて、時々婦人方も見られますが、あれを聞いて議事と御考へになるのは、大間違ひであります。元來議事は眞劍勝負であります。各々議案を調べ、國家を中心と

し、道理を基礎として事實を述べ、其の道理と事實とが宜ければ、仲間は一人もなくとも、満場それに説伏せられて、其の議論が通過する。是が本當の議事であります。然るに日本のはさうでない。如何に道理を述べ、確かなる事實を擧げてても、例へば是は白いと云つて雪を示しても、多數の三百人が、それは白くはない黒いのだと云ふ投票を入れる事が多い。全く議事の體を成して居らぬ、丁度芝居と同じであります。芝居では、誰が何の役を勤め、誰が殺され、誰が斬る、其結果はどうなると云ふことを、何人が決めるか知らないが、樂屋で既に定つて居る。日本の議院に於ける議事も其の通りで、如何なる人が如何に道理ある事を述べても、少數黨の人なれば負ける。又如何に道理に反した事を述べても、多數黨の人なれば勝つことに、既に舞臺に出ない前、待合の隅で決めるか何處で決めるか知りませぬが、ちやんと決つて居る。反對が何人、賛成が何人と云ふ事まで決つて居る。そんな議事が世界何れの處にあります乎。皆さへの中には歐米の有様を御覽になつた方もありませうが、世界何處を見てもそんな處

はありませぬ。議事に眞劍勝負で、芝居とは違ふ。誰が死に、誰が勝つと云ふことは、實際に臨んで戦つて見なければ分らないものである。回向院の相撲に於ても、今度は誰が勝つだらうと云ふ想像は付きますが、併し時々其想像が間違つて、番狂はせが出来る。議事も其の通りで、此の議案はごうなるであらうと云ふ想像は付きますが、歐米に於ては、討論して見なければ、本當には分らない。所が日本に於ては、初めから分つて居る。賛成反對の數まで分つて居る。是は決して議事とは言へない、芝居である。而も猿芝居である。

### (八) 東西の婦人運動

總ての間違の根本は道理に基いて運用すべき制度を、力に依つて運用するに在る。現今の日本は、二三百年以前の舊思想に依つて支配されて居る。西洋は是に反して二三百先きに進んで、道理に因つて進退する。従つて國內に於て道理が行はれるのみならず、國際關係に於ても、道理を基としようとする思想が、段々勢力を増加して來た。國際裁判を設けよう、一生懸命に考へる人が澤山あります。殊に婦人社會に多い。日本ではそんな事を本氣に考へて居ると、馬鹿者だと云はれる。世の中が理窟通りに行くものか、冷笑されます。如何にも封建時代の思想から言へば、馬鹿者でありませう。併し今日は世界の文明國は何れも道理に基いて行かうとする傾向を生じた。特にさう云ふ者が婦人中に殖れた。それは婦人は男子に比すれば純潔である——純潔と申しましては少し褒め過ぎますが、男子はゴスレてゐない、概して艱苦を経ませぬから、思想が單純である。従つてひねくれ方が男子ほど強くない。——斯う云ふては少し意味が違ふ。随分婦人もひねくれますが、兎に角單純である。——従つて純潔になり易く、道理に感服し易いものと見なしまして、進んだ思想は、或は初め男子から起る事もあります。それを宣傳して、世間を支配するやうになる場合は、婦人の力が多い。此頃歐米の婦人は、國際聯盟を完成せしめるが爲めに、列國の教科書を改正しよう云ふ運動に、

ならず、國際關係に於ても、道理を基としようとする思想が、段々勢力を増加して來た。國際裁判を設けよう、一生懸命に考へる人が澤山あります。殊に婦人社會に多い。日本ではそんな事を本氣に考へて居ると、馬鹿者だと云はれる。世の中が理窟通りに行くものか、冷笑されます。如何にも封建時代の思想から言へば、馬鹿者でありませう。併し今日は世界の文明國は何れも道理に基いて行かうとする傾向を生じた。特にさう云ふ者が婦人中に殖れた。それは婦人は男子に比すれば純潔である——純潔と申しましては少し褒め過ぎますが、男子はゴスレてゐない、概して艱苦を経ませぬから、思想が單純である。従つてひねくれ方が男子ほど強くない。——斯う云ふては少し意味が違ふ。随分婦人もひねくれますが、兎に角單純である。——従つて純潔になり易く、道理に感服し易いものと見なしまして、進んだ思想は、或は初め男子から起る事もあります。それを宣傳して、世間を支配するやうになる場合は、婦人の力が多い。此頃歐米の婦人は、國際聯盟を完成せしめるが爲めに、列國の教科書を改正しよう云ふ運動に、

大に力を用ひて居りますが、是等の問題には、男子より婦人の方が熱情を注ぐのであります。今の教科書中には、國家觀念中の弊所短所を教ふるやうに出來て居るものが少なくありません。自分の國をば事實以上に褒め、他國をば事實以上に卑下して居る。どうしても衝突しなければならぬやうに國民を育て、居る。殊に獨逸の如きは、自國民をして他國と衝突せしめ、而して勝ちさへすれば満足するやうに嘘を教へて居つたのであります。自國の事は無い事もあるやうに褒め、他國の事は有る事もないやうに言つて、喧嘩をさせやうと云ふのが、國民教育の一部の目的であるかの如く見えました。而して此の過ちを矯めやうとして、歐米の婦人は、全世界の教科書を改めて、眞の事實のみを教へる事にしよう、事實だけを公平に教へるやうに改訂させやうと盡力して居ります、其運動が、婦人社會に起つて居ります。どうしても道理から行けば、其處に至らなければならぬ。道理の世の中に住んで居る婦人は、さう云ふ點に向つて働いて居るのであります。日本の如き力の世の中に住んで居る者は、矢張り力でなければ

ならぬ。腹の貸借をしてまでも男子を育て、兵隊を作り、其の力を以て他國を征服しようと思へて居る。殊に私の驚いた事は、東京に於て餘ほど名の聞けた御婦人が、海軍思想を胎内に居る時より、男女となく植付けて行かなければならぬと考へ、貴婦人が懐妊したら、それに海軍思想を吹込んで腹に居る中から力を振廻はすやうにしよと云ふので、築地の水交社に集つたのであります。單に戦争だけの見地から言へば子供の中から、否な母の胎内に居る時から教へるのも宜しい——宜しくもあるまいが一種のやり方である——併し胎内からさう云ふ教をすれば、恰も狂犬の如き國民が出來、喧嘩ほど面白いものはないと云ふ人間が殖ゆる。それも随分困るでせう。獨逸が滅亡したるが如くに滅亡するかも知れない。さりとて喧嘩をする事を知らない人間を作つても困る。喧嘩も道理を主とした喧嘩でなければならぬ。斬取強盜如何なる事でも宜いと云ふ思想は、今後は通用しない。そんな事を教へれば、其の國は必ず滅亡する。無論喧嘩も時あつて必要であるが、それは他國が斬取強盜を企てる時——恰も巡

查が強盜を取押へるが如く——之を防禦するために爲すべきものである。巡查が劔や棒を持つと同じ意味で、陸海軍を備へるのである事だけは教へなければならぬ。獨逸の如きは陸海軍は斬取強盜する爲めである——即ち封建時代に斬取り強盜は武士の習ひと云ひしが如く——國家は斬取り強盜の機關であるかの如く教へて居つたのであります。言葉は違ふが、意味は全く其通りで、甚だ危険な教へ方であります。若し國家としてさう云ふ事を教へれば、其の國は必ず滅亡する。是が二百年前なら、其の思想でも成功を收められたでせうが、今日は左様な思想は通用しない。

要するに現在諸君の支配すべき家庭であらうとも、或は一般社會であらうとも、政治社會であらうとも、其他風俗でも制度法律でも、總ての事物は、悉く道理を骨子としなければならぬと云ふまで、歐米の思想界は進歩して居るのであります。而して是れは今日に始まつた事でもなく、既に三百年前からさう云ふ世の中に成り始めたのである。然るに日本には五十餘年前まで、封建制度が行はれて居たのでありまして、之を

思想的に觀察すれば歐洲諸國よりも三百年遅れて居つたのである。明治の初めに封建制度を廢した頃は一度は力の世の中が道理の世の中に變化しようとしたが、忽ち後戻りして、今日は純然たる力の世の中になりました。今日最も多く讀まれるものは何であるかと云ふと、講談である。雜誌類の内でも講談物が一番賣れる。新聞紙にも講談物が掲げられ、又多く讀まれますが、此講談物は、多くは力を骨子とした封建時代の事を書いたものであつて、道理を骨子としたものは、偶々あつても極めて少い。而してソレが社會に歡迎せられるのであります。又芝居にしても、力を主としたものが一番歡迎される。又婦人方の間にも——此頃は多少變化したか知れませぬが——刀を振廻はす事を商賣として居る陸海軍人が最も歡迎せられ、お嫁になり手が多いと云ふ話である。刀で道理を切倒す事は出来ずまいが、刀は矢張り力を代表するものである。其の力に憧れる若い婦人が多いと見えて、陸海軍人との結婚希望者が多いと承はる。斯の如くして今日は尙ほ力を骨子とした世の中になつて居る。是が改まらざる以上は、

どうする事も出来ない。

### (九) 軍備を制限せよ

然らば此儘でどうなるかと言ふと、即ち世界と衝突をする。今日既に日本が孤立状態に陥つたのは力本位の爲めである。世界は道理を主として行かうと云ふに、日本は力で行かうとするから、八方皆な衝突して、日本は終に完全なる孤立状態に陥つたのである。世界何處を見ても一つも味方はない。若しあると思へば、それは非常なる間違であります。隣國なる支那は御承知の通りの有様、露西亞は敵である。亞米利加はあの通りの悪感情を抱いて居る。英吉利は日に冷却して結局は敵となるべき運命を有つて居る。斯の如く世界の何れを見ても、日本の味方となるべき國はない、是は何故であるか、原因は色々ありませうが、大體は道理の世の中を、力で押切らうとする思想が、日本をして斯る窮境に陥らしめたものであります。併し世間は尙ほ之を悟らず

して、軍備擴張を充分にし、力さへあれば、何事でも出来ると思つて居る。是は甚だしき誤謬である。殊に海軍擴張の競争は金の競争であります。金が無ければ軍艦は造れない。陸軍は金があつても、人が無ければ擴張出来ないから、日本の如き人の多い國は、此の點に於て幾分の強味はありますが、海軍は餘り人は要らない、陸軍のやうに澤山は要らない。其の代り金が非常に多く要る。一隻の軍艦を造るにも何千萬圓と云ふ金が要ります。即ち海軍は金の競争である。今回政府より議會に提出した豫算に依りますと、來年度に使ふ金が十五億六千萬圓、其中四億九千萬圓、即ち總歲出の三割二分は、海軍に使ふ事になつて居ります。亞米利加に於ても、海軍擴張の爲めには非常に金を使ふ。來年度の豫算は九十二億圓で、其中十三億圓を海軍に使ふのであります。之を單に金高より比較すれば、亞米利加は十三億圓、日本は五億圓足らずでありますから、亞米利加は日本より約三倍近く、大さう擴張する様であります。其の割合から云へば、亞米利加は總歲出の一割四分、日本は三割二分に當つて居るのであります。

然るに其の身代を同じにする事を力めないで、只だ使ふ金だけを同じにしよう、力だけを同じにしようとする。是は出来る事か出来ない事か、自分の身代を知らないで、三井が宴會費に百萬圓使ふから、尾崎もせめては……と云つても、到底眞似は出来ません。同じやうに使はんが爲めには、先づ三井と同じ身代になる事を力めなければならぬ。力めてタトへそれに追付く事は出来ずとも、現在以上金持になる事は出来るのであります。即ち海軍に使ふ金を以て、道路を良くし、海陸の連絡を充分にし、金融状態を良くし、殖産興業商業の道を開けば、國家の富力を増加する事は出来るが、此等の費用を節約して陸海軍に使へば、貧乏するより外はない。亞米利加は陸海軍に使ふべき金を、生産的事業に使つたから、世界第一の金持になつたのであります、それに反して日本は生産的事業に使ふべき金を、陸海軍に使ふから、世界屈指の貧乏國と爲つて居るのである。無論外にも原因はありませうが、先づそれが最大原因であります。日本は自ら貧乏になるべき道を進んで居るのである。而して是で力を強くせんと欲す

る……其氣が知れない。此道を行けば國家全體の力が弱くなる事は請合であるが、せめて陸海軍だけの力でも強くなるならば、辛抱すべき場合もありませう。併し陸海軍特に海軍は、對手國たる亞米利加に比較して現在以上に強くなる事は出来ません。日本が總歲出の三割二分を使ひ、亞米利加は一割四分しか使はなくても、軍艦は日本の倍になる。更に進んで日本が五割使へば向ふは二割、即ち十八億圓使ふ。さうして日本の五割よりは、向ふの二割の方が、十一億圓ほど多い。此方が奮發すれば、先方も奮發する。結局身代の大きい方が勝つのである。斯くの如くして、擴張すれば擴張する程、日本の海軍は弱くなるより外に仕方がない。海軍が弱くなれば、國家は一層不安全になる。現在只今では彼我の海軍力は、日本の一に對して、亞米利加の二に足りない割合であるが、此方が奮發して金を使へば、臆て日本の一に對して、亞米利加は二以上の力になる。先方が金が多いから仕方がない。何故日本の海軍を弱くするが爲めに、全國の人民を塗炭の苦に陥らしめるのか、ごうも私共の腦髓では理解が出来ま

せぬ。日本の海軍が強くなるなら、塗炭の苦も敢て辭しません、弱くなる爲めに、人民を塗炭の苦に陥れると云ふことは、無理な注文でないかと思ひます。併し世の中には陥りたいと云ふ熱心者が多いから、一度は陥つて見た方が、經驗の爲めに宜いかも知れませぬ。陥らずに居ると何時迄経ても分らない。他の國では大金を陸海軍に使へば、教育の爲めにも使ひます。所が日本では殆ど教育には使つて居らない。教育は大體市町村に委して居るが、其の市町村も貧乏であるから、今日以上に使ふ事は出来ない。現に市町村中には、總經費の七割八割を教育費として支出して居るものがあります。全國を通計すれば、市町村の教育費は二億圓を超えませうが、陸海軍費の七億六十萬圓に比ぶれば驚くべき少額である。子供が小學校を出ても入るべき中學がない。中學を出た者は、其の上の學校に入る事が出来ない。總て途中で志を變へなければならぬ。學問熱心の青年は全國に充滿して居るが、それを收容する場所すらも造らないで、其の金を陸海軍に使ひ、而も其の結果は國を弱くし、陸海軍を弱くする。餘程物

好きな國民であります。外國人に向つて『子供を入れる學校がない』などと御話になりましても、恐らくは信する者は無からうと思ひます。何故學校を作らないかと問はるれば、金がないからと答へるより仕方がない。凡そ國として學校を造る金がない筈がない。然るにどうしてそれが無いかと問はるれば、陸海軍に使ふからだと答へるより外はなからう。七億圓を半減すれば、三億五千萬圓は浮いて来る。それで國は弱くなるかと云ふと英米と協定の上半減すれば弱くならない。向ふも半減し、此方も半減すれば、同じ事であります。現在が二と一の割合なら、五割づゝ減らしても、矢張り二と一の割合であります。之に反して双方共同じやうに殖せば、幾ら殖しても、其の力は強くも弱くもならない。然るに學校を作らずに捨て置きながら、無益の海軍擴張の競争をする、是が今日の狀態であります。

### (十) 悲惨なる國民生活

御婦人方は元來派手な性質を有つて居りますから、どうしても軍服がお氣に入るだらうと思ひます。又刀のガチャ／＼するのを、良き音楽とお聴きになるか知れませぬが、御婦人が煽てるから、あんな事をするので、もう少し本統に國家の利害休戚をお考になり、胎内から軍隊教育をしよう云ふやうな恐ろしい考へは止めて、もう少し優しい婦人らしき考をお持ちになつて、子供が生れた以上は、人並の物を食はせなければならぬ、人並の學校に入れなければならぬと云ふやうな、優しいお考を、お持ちになれば、それで軍國主義は衰退し、國家生民の幸福は増加するのであります。一體日本ほど子供の死亡率の多い國は少ない。何故死ぬかと云ふと、食物を満足に與へないからである。何故満足に食はせる事が出来ないか、陸海軍に過大の金を取られるからである。戦争前に於ける日本の一人の稼高は、平均六十圓と見積られて居ります。今日は金が安くなつたから、何れ百圓以上の計算が出来ませうが、其六十圓の中から、中央政府、府縣及び市町村の費用に四十三圓餘り取られる。さうすると残り十六七圓

で食つて行かなければならぬ。無論多少は内證の稼もありますから、片端より餓死するやうな事もないが、それが無ければ餓死しなければならぬ。今日一年十六七圓で食へる日本人がおりますか、皆な餓死しなければならぬ境遇に立つて居る。寧ろ命を維持で居るのが不思議と申さなければならぬ。迎も満足に子供を育てるだけに營養を與へる事が出来よう筈がない。私は日本各地を歩きましたが、何處を見ても百姓は肋骨が出て、地獄の繪に見るが如き顔色憔悴した人が澤山居ます。元來百姓は、國民中でも最も健全なものでなければならぬ。之れが肋骨が現はれて、地獄の鬼と同じやうな形容をして居ると云ふのは、是れ皆な營養不良の結果である。五十になると既に老衰の色が現はれて、中には五十六十でヨボ／＼して居る者さへあります。唯々其日々の命を維持して居れば、犬猫の如き生活をして、宜いと云ふ下等な觀念に支配され、人間たるの自覺がないからであります。人間たる以上は、少しは身體を健全に維持し、子孫を健全に育てるだけの食物を攝らねばならぬが、それが出来ぬのであります。僅に六

十圓の中から、四十三圓も取られてどうして食へますか。亞米利加の如きは、戦争前の一人平均の稼高は、七百二十圓であります。従つて亞米利加に於ける子供及び大人の健康は、日本より餘ほど良い。我が同胞は充分食ふ事が出来ないから、年々體格が悪くなる一方である。徴兵検査の成績を見ても明かである。日清戦争後六七年間は、日本人の體格は少しづつ、良くなつたが、其の後少しづつ、悪くなり、今日は更に下つて居ります。戦争をするには、健全なる體格が必要であります。陸軍の連中は、體格の悪くなつた此事實を何と見て居るであらうか。是は誠に困つたものであると申して居りますが、全く其の原因を知らない。私は是れには重税の結果が與つて大に力ありと考へます。日清戦争に際して俄に増税した。東京に住んで居る人々は、増税の場合に節約の方法は幾らもある。併し日本では農業人口及び漁業人口が一番多数であります。それが、それ等の人々は節約の途がない。着物を節約しようにも、元より襤褸を着て居るから、此の上節約をしようとするれば、裸體になるより外仕方がない。家賃を節約し

ようとしても、先祖代々傳はつた犬小屋のやうな家に住んで居るのでありますから、外に安い家に轉居する事も出来ない。唯々節約し得べきものは食物だけである。食物は空腹さへ辛抱すれば、毎日三度の食事をドレだけづつ、か節約する事が出来ます。又米を二杯食つたものを二杯半にする事も出来る。此に於て食物を節約するのである。即ち税が殖れた後は、段々身體が悪くなつて、従つて死亡率も多い。此の状態を改めなければ、民族がどうの斯うのと言つても仕方がない、そこで無駄に使ふ金があれば、之を有用の方面に用ひなければならぬ。

### (十一) 日本婦人の大任務

差當り陸海軍に使つて居る金は、海軍が今年も來年も總豫算の三割二分位、陸軍が一割六七分、兩方合せると五割近く使ふ譯になる。其の残りで日本全國の仕事をして行かなければならぬ。是で國家が満足に發達しよう筈がない。何處の國でも陸海軍合

せて二割、多く使つても三割が普通であります。日本は四割以上五割も使つて居る。是が爲めに學校も不足を來たし、道路も悪くなり、橋も出來ず、港も出來ず、總て生産的機關は後れて居る。如何に日本の同胞兄弟が働いても其の甲斐がない。亞米利加は其の方法が能く付いて居るから、稼方が少くつても一人平均七百二十圓の所得があるのであります。其の生活の根本に目を注がないで、間違つた方角に氣を付けて居りますから、斯う云ふ状態に陥つて、遂に其の結果全世界を敵としなければならぬと云ふ窮境に陥つたが、遠からず國難が來ります。内には騒動が起るでせう、列國とは衝突した結果戦争にはならないでせうが——此方から仕掛けなければ戦争は起らないが——經濟的封鎖は來るものと覺悟をしなければならぬ。來るやうに此方から仕向けて居る。必要もないのに西伯利に兵を出して見たり、薩哈噠を占領して見たり、亞米利加人が通れば、之を銃殺して見たり、色々な事をやつて居る。其結果は結局衝突せざるを得ない事になる。支那に於ても衝突し、西伯利・滿洲に於ても衝突して居る。然

し此方から仕掛けなければ、先方から仕方ける氣遣はない。先方には仕掛ける必がないから、仕掛けはしませぬが、今は此方から先きに仕掛けなければならぬ。やうな道を進んで居ります。今や盛んに海軍擴張の競争をして居る。向ふは少くも日本の十倍乃至二十倍の力を有つて居るから、此方がやればやる程、先方が強くなる事は疑を容れない。結局金力の競争で負ける。大正十三年になれば日本は今日よりも弱くなる。大正十七年には更に弱くなる。比較的都合の宜い間に一打やりたくなるのは自然の理勢で、喧嘩は常に弱い方が先手を打ちたがるものである。年を経れば經るほど海軍力が隔絶するから、比較的強い間に萬一を僥倖して一打やらうと云ふ事になる。實に危険千萬なる道程を進んで居るのであります。併し御婦人方が此危険な状態を見物したいと云ふなら仕方がない……御見物を爲されたが宜い。若し是は國家の爲め、民族の爲め、實に容易ならぬ事であるとお考へになるならば、どうしても道理の世の中を作る方に御加勢にならなければならぬ。何も私に加勢せよと云ふのではありませ

ぬ。道理の世の中を作れば、國際紛議も裁判で決める事が出来、列國間の衝突も之を豫防する事が出来るのであります。未來の國民を和戰何れに向けようと、之を教へ育つべき諸君のお考次第で定まるのでありますから、此の事は是非共諸君に充分のお考を願ひたいのであります。大層長く爲りましたが、最初申上げて置きました通り、私が是れまで述べた事に付て、或は其他に付て、御質問があれば、知つて居るだけは喜んでお答を致します。

(完)

## 第七篇 危哉帝國の現状

(十二年六月演説)

### (一) 憲政の今昔、手本の有無

個人としても國民としても、時々自己を反省する必要があります。然るに我が國人は、近來自分の善い所のみ自慢して、悪い方のことをば少しも顧みない習癖が著るしく強くなつたやうに思はれる。口を開けば直ちに「日本は一等國である」とか「五大強國の一つになつた」とか「否な既に三大強國の一つである」など、自慢する。苟も自慢の種になることは、何でも並べ立てますが、國家は自慢ばかり致してやつて進歩するものではありません。眞に進歩しようと思ふならば、己れの短所を見つけ缺點を探し、これを直して行かなければならない。然るに自慢高慢のみ致してをるのは、取りも直さず國家の進歩が止まつた證據である。これは國家としては、實に危険千萬な次第であります。故に私は世間の人とちがつて「我が國民には善い方のことも澤山あるだら

うが、それと同時に悪い點もあつはしないか」といふ方面の事を少しお話し致して見ませう。

殊に立憲政治の運用——國の盛衰は政治の善惡から起ることが多い——その立憲政治を行ひ初めてから、もう三十四五年になります。何事によらず、三十年以上も稽古すれば、少しは上手になるべき筈であるのに、我が國民の立憲政治の稽古は、どうでありますか？ 明治二十三年ごろと比較して、どれだけ進歩致しましたか？ 進歩したところではない!! 選挙も餘程悪くなりました!! 衆議院の會議も餘程亂暴になりました!! 近來のは、名だけは會議でありますか、實は惡口、雜言、罵詈、讒謗の競進會で、甚だしきに至つては引つかき合ひ、つかみ合ひ、擲ぐり合ひが、每期必ず二度や三度はあります!! 狼が集まつてゐるのか、人民の代表者が集まつてゐるのか、殆ど分らないほどの醜態がたび／＼現れます!! 三十年前にはこんな事はなかつた。我が立憲政治の運用は三十年餘り稽古した結果、非常に悪くなつたといはざるを得ない。

い有様となつた。これ等の事も、時々考へて見なければならぬ。なせ悪くなりましたか？ その原因をたづねてこれを直すべく勉めなければならぬ。今まこれを研究致して見るに、ごく淡泊に申せば、初めの間は、選挙も、會議も日本にはその手本がない事を、全國の有力者が知つてゐた。適當にこれを行ふには、いやでも應でも、外國の手本によるより外に致し方がないといふ正直な心掛けを持てゐた。故に明治廿三年の初期總選挙の前などは、全國の知識階級ともいふべき人々は、續々東京に出て來て、少しでも西洋の選挙の模様を知つてゐるものがあれば、それをたづねて、眞面目に研究した。歸つてこれを地方の有志者につたへて、出来るだけ西洋の手本通りに選挙を行つて見ようといふ心掛けを持つてゐた。それゆゑ今日のやうに、賄賂買収その他の惡事醜行が甚だしくはなかつた。會議もその通りで、今日より下手であつたには相違ないが、議員等は概して手本に據らうといふ心掛けを持つてゐたから、何か問題が起るたびごとに、世界列國の議事規則や先例彙纂などを調査したものであります。故に會議

も下手ながら、著るしき失態はなかつた。然るに段々年月を経るに従つて、もう大分稽古も致したから、一々手本を見ずとも、自己流で出来る筈だといふ生意氣な心が起こつて來た。これは世にありがちなことだから、強ひて咎めるほどの値打ちないが、兎に角年月を経るに従つて、大分油斷が生じて來た。そのうちに支那戦争にも勝ち、ロシア戦争にも勝つた。そこで非常にのぼせてしまつて「日本人はごわらい人間はない」と思ふやうな氣分が起こつてまゐりました。元來戦争に勝つのと、立憲政治の運用が上手に出来るのは、全く性質のちがつた別ものでありますけれども、思慮淺薄な人間は、戦争に勝つたといふ高慢心の爲めに、選挙でも會議でも何でも蚊でも手本なしに自己流で出来ること考へるやうになりました。こゝに於て近來は選挙も手本なしでやり、會議も日本流でやることになつて、その結果は、手本によつて行つた卅餘年前にくらべれば、何づれも皆悪くなりました。

即ち退歩の原因は、初めは手本を見てやつたが、近來は自己流でやるといふ事になります。諸君の子供についても、さういふ事がありませう。小學校にかよつてゐるころは、神妙に手本を見て書きますから、下手でも、どうやら字の形ちを爲して、誰にも讀める字を書く、然るにその子供が小學を卒業し、中學を終つて、高等學校にでも入るやうな年齢に達すると、そろ／＼、生意氣になつて、もう手本はいらない、自己流で書けると考へ、自己流でなぐり書きを致しますから、嘘字、間違つたクヅシ方、殆ど讀むことも出来ないやうな字を書くものが多くなる。私の所にもその程度の少年から澤山手紙がまゐりますが、中には全く讀めない字を書く人もあります。小學生の書いた字は讀めるが、小學を卒業してから、却つて讀めない字を書くのは、字が下手になつたのではなく、心掛けが悪くなつたのであります。我が國の立憲政治も、矢張りその通りなのだから、これを直すの道は、生意氣な心掛けを改めるにある。これを改さへすれば、選挙も善くなり、會議も善くなること請合です。

## (二) 戦勝の價値、五大強國となつた理由

今ま歐米文明の力を借りずに、日本單獨で進み得た文明の程度段階は、凡そどの位のものであるかといふ事を少しお話しをして見ませう。その前に我が國人は支那戦争に勝つたといつて、大層のぼせましたが、元來のぼせるだけの値打ちがあるかないかを一言しませう。明治廿七八年の戦勝には、全國民が非常にのぼせた。世間が驚くよりも、自分が二倍も三倍も驚いて「自分ながらこんなにはらい人間とは思はなかつたが」と自分で自分に感心したのが抑々のぼせの初まり、心得ちがひの根本である。如何にも支那に勝つたといふことは、戦争に於ては、支那より強かつたといふことの證據にはなりますが、それより以上別に何等の値打ちもあることではありませぬ。しかのみならず昔から今に至るまで、國らしい國で、支那と戦つて、負けたものが、どこかに一つでもありますか？ 日本が勝つたからといつて、餘りめづらしくもないでは

ないか？ 支那人を相手に戦つて負けた國は世界中に一つもない。たれでもかつ。滿洲の野蠻人でも、支那全國を取つて三百年も——この間まで——支配してをつた。蒙古の未開人も支那をばたび／＼まかした。況んやヨーロッパや、アメリカの國々は、少しばかり兵隊を出して何時でも勝つたが、日本も勝つた。人なみの事が出来たに過ぎない。それを何々非常な手柄でもしたやうに思つて、のぼせたのがそも／＼間ちがひである。然しのぼせてしまつたものを、今更咎めても仕様がなない。のぼせを下げる工夫をするより外に良法はありません。又ロシアに勝つたといふ事は、支那に勝つたよりは値打ちがあるが、そのロシアなるものは、この間の大戦争の時如何なる負け方をしましたか？ ドイツ軍から一撃を加へられますと、一千万人近くの大軍は、秋風に木の葉のちるが如く、忽ち散亂して、首都近くまで攻め込まれて降参をしたではないか？ 日本も勝つには勝つたが、ドイツの勝ち方にくらべれば、耻かしくて、お話しも出来ない位の始末である。然るに自分の手柄功名にのみ逆上して、他人の勳功は

我れに五倍十倍しても、一切これを眼中に置かない。近年の流行とは言ひながら、總て物の見方が、此の通り片輪になつてをります。

又五大強國の一つといつて誇りますが、どうしてさうなつたかを考へない。たゞ自慢をするだけである。ちよつと考へて御覽なさい。ヨーロッパの大亂前には、世界に八つの強國があつて、日本もその一つであつた。然るに戦争中に我が味方であつた所のロシアが倒れた。次にドイツが倒れた。オストリー、ハンガリーも倒れた。八つの内三つなくなれば、五つ残るより外に残り方がないではないか！ 五大強國になつたといつた所で、たゞ亡びた國にくらべれば、亡びない方が好運であつたといふに過ぎない。八人男が三人死ぬば、五人男になるが、これは自慢すべき場合でなく、却つておくやみをいふべき場合である。我は別段に進みもせず退きもせず、ぐづぐづしてゐる間に、敵や味方が三つ倒れたから、八大強國が五大強國になつた。あまり逆上するほどの價值もないではないか！

總ての事が、こんな風でありますから、立憲政治に對しても、同様の心得ちがひが起り、遂に「もう手本はいらない、手本なしで何でも出来る」と考へるやうになつた。眞誠にさういふ時代になつて、手本を捨てたのなら、それほど喜ばしいことはないが、如何せん我が國はまだ残念ながら中學卒業生程度であつて、手本なしには、まだ本當の字は書けない時代にあります。この時代に於て手本を捨てれば、これまで我々の先祖代々がやつて來た通りの事をするより外に、やり方はないのであります。

### (三) 遺傳的思想習慣、勝敗損得觀念、徳川時代、封建時代は腕力萬能時代

こゝに於て我々の先祖代々は、政治上如何なる事をしてをつたかといふ事實を、ありのままに——色目鏡を掛けずに見ることが必要になる。國を開いて歐米の文明を輸入し初めたその以前には、徳川時代が二百五十六年つゞいてゐたが、その時代は果し

て如何なる時代でありましたか？ 一切萬事日本流——實は六部分支那流であつたが——で致して居つた時代の中では、徳川時代は、比較的善い時代であつたが、その時代は果して如何なる時代でありましたか？ 申すまでもなく徳川家康といふ人は、三河邊の小さな大名であつて、別に全國の主人となるべき家柄でもなく、大義名分を持つてゐた譯でもない。たゞ力が強かつた、金の力もあつたし、集合的腕力即ち武力を持つてゐた。喧嘩をしても負けない、戦ひをすれば勝つだけの力を持つてゐた。その腕力や金力を使ふ裏には、智慧の働きも加はつてゐたに相違ないが、表面に現はれるものは、金力腕力に過ぎない。彼れはこの二つの力が強かつたゆゑに、日本全國を斬り從へて、大小名を悉く自分の家來となした其上に、徳川一家の臺所もこの小づかひ錢を一年八百石と定めた。その當時は田畑が、今日の半分位あるか、ないかでありましたから、當時八百萬石は、今日の一千五百萬石にも當り、實に非常の金高でありませう。兎に角八百萬石だけは、自分の臺所もこの小遣ひ錢にあてたのであります。當

然 本の主權者で御在すべき神武天皇の御子孫は、不幸にして其當時は力が弱かつた。戦ひをしても、御勝ちになるだけの集合的腕力をお持ち遊ばされなかつた。それがため京都に於て座敷牢同様な御窮屈な御生活をあそばされ、そのお手あてが僅かに十萬石であつた!! 三河の小大名の成上がりものでも、力が強ければ、八百萬石の小づかひ錢を使ひ、神武天皇の御子孫でも、力が弱ければ、十萬石で哀れなはかない御生活をあそばされなければならなかつた。これが徳川時代の真相であります。善い事も澤山ありましようが、大體から論ずれば「道理も何も構はない」「善惡邪正は問はない」「力の強いものには全國みな服従する」「徳川の方には得が多いから、皆な服従するが、如何に正しくあらうとも、損な方をば振り向きもしない」御同様の先祖代々は、二百年四五十年間かういふ世の中に平氣で生存してゐたのであります。この間の人間の頭の中には、強弱と損得、勝つか負けるか、損か得かといふ事の外には、何等の考へもなく、正邪善惡、大義名分といふやうな事柄は、一切顧みなかつたのであります。それ

だから徳川の天下は二百五十年もつゝいたのである。如何に自慢をしても、これが御同様の先祖代々が、やり來つた事實の真相である。蜂須賀小六は、世間の人が、みんな知つてゐる通りの強盜であつた。然し彼れは人殺しや、強盜の子分を集めて、暗嘩に勝つだけの力を持つてをつた。故に阿波淡路廿五萬石か 卅萬石の國主となつて、榮耀榮華を逞しうしてをつたが、神武天皇の御子孫は、この強盜の半分のお手あてをも御自由にあそばすことが出来なかつた。御同様の先祖代々は、辛棒づよくもこんな世の中に平氣でくらしつてゐたのであります。この事を忘れてはなりません。如何に逆上してもこの事だけは忘れてはなりません。口を開けば、忠義の魂は、日本民族の固有物であるなどと申す人がありますが、苟くも忠義の一端でも心得た人間ならば、こんな世の中には五年十年の短い間でも活てはゐられない筈なのに、御同様の先祖代々は、手強く二百四五十年間活きてをつたのである。御同様の先祖は悪人ではなかつたらうが、文化なほ卑低にして、正邪善惡の觀念未だ發達せざる時代の人であつたから蜂須

賀小六の家來には喜んでなつたが、朝廷に仕へることは、御免を蒙つたやうだ。徳川家には全國黙つて服従したが、朝廷には一本の指だも擧げるものは、二百五十年間極はめて少なかつた。

然しこれは日本ばかりではない、封建時代といふ文明の低い時代には、世界中どこでもこの通りであつたのです。世間多數の人間に、勝ち負けと損得だけはわかるが、正邪善惡のわからない文明の低い時代には、獨り日本のみならず、世界何れの所でも封建制度が行はれた。支那でも、ヨーロッパでも、どこでも、その通りであつた。不幸にして日本にはその時代がこの間までつゝいてゐた。文明の早く進歩した國では、そんな時代は二三百年前になくなり、よつほど後れた國でも、百年以前になくなつたが、日本では明治の初めまでつゝいてをつた。これは文明の進歩が遅かつたためであつて、強ち御同様の先祖が悪かつた爲ではありません。

(四) 足利時代、北條時代、正義の士は皆  
斃る、積習は容易に改むる能はず

徳川時代の前には足利時代があり、その前には北條時代があり、その又前には源平時代があつて、全國多數の人間が、勝ち負けと損得勘定のみによつて、その身の振方を定めた封建時代は、頼朝以後凡そ七百年以上つゞきました。足利にせよ、北條にせよ、日本全國の主人となるべき家柄でも何でもなかつたが、何れもみな力が強かつた。集合的腕力、即ち戦へば勝つだけの武力をもつてゐたから、楠その他、大義名分によつて朝廷の味方をするものがあつても、全國大多數の人間は、これを相手にしなかつた。楠一族が如何に勤王の旗をひるがへして正しい事をいつても、當時の多數人民の目には「負けさうな方、損になりさうな方」とよりしか見なかつた。故に全國の多數者は、足利に味方をして、正成が兵を擧げてより五ヶ年目には、早くもこれを攻め殺し

てしまつた。正行も一人前の男となるや否や忽ち殺された。これを殺したのは、外國人ではなく、御同様の先祖中の人間であります。北條時代も、矢張り同じやうな時代で、北條は陪臣の身を以て源氏の天下を横取り致し、實にけしからぬ人間であります。が、文明の低い當時の人間には「北條は強い、強い方に加擔するのが得だ」といふことより外には、何も分らなかつた。故に全國みな強い方得な方に服従した。北條が力を頼んで餘りに不臣の振る舞を致しますから、朝廷は見るに見かねてこれを取締らうとすると、北條は「天皇御謀叛」と叫んだ。全國多數の人民は「天皇御謀叛」とこれに和した。特に關八州の子弟の如きは、雲霞の如く京都に攻めのぼつて、禁闕を守る所の勤王忠義の士を射殺し、斬殺して、神武天皇の御子孫を御三方まで島流しにしたてまつた。これが多數者の仕打ちであります。當時の日本全國人民の大多數は、少なくともこの事態を袖手傍觀してゐたのであります。

斯くの如き亂暴狼藉な世の中は、七八百年間もつゞいたが、文明が低ければ致し方

がない。偶々立派な人物がその間に出て、多数者のために殺されてしまった。さうして北條が九代、足利が十三代、徳川が十五代合せて七百三十四十年間は御同様の先祖代々は、サウいふものに服従してゐたのである。甚だしきに致つては、徳川家直轄の人民は、その地方を天領など、僭稱して、他人に誇るほどの不心得ものが、日本全國に充滿してゐたのである。天領とは、申すまでもなく、朝廷の御領分といふことで、三河の小大名の成上がりもの、領地を、天領など、稱へるのは、不屈き至極であるが、サウいふ不屈きものが、徳川時代ばかりで二百四五十年間つゝいたのである。しかしてコンナに長い間先祖代々ゆづり受け來たつた所の思想感情は、一代やそこらで容易に改める事の出來ないものである次第も、御同様に忘れては相成ませぬ。その證據には時間の約束を守らねばならぬ位のこと、今日では日本全國殆ど一人も知らないものはあるまい。然しイクラその申し合せをしても、先祖代々養ひ來つた習癖でありまゝすから、日本全國ドコでもこれを直すことは出來ない。東京の集會でも時間通りに、

人がそゝふ事は殆どない。時間ですらその通りだ。況んや封建七八百年間先祖代々養ひ來つた習癖即ち「泥棒でも人殺しでも、強くさへあれば、これに服従する」「如何に善くつても、正しくつても、まけさうな方には加擔しない」といふ習癖が、一朝一夕に改め得られやう筈がない。

さて立憲政治の運用についても、手本をすて、日本流でヤレば、先祖代々行ひ來つた流儀、即ち勝ち負けと損得を標準にして振るまふ外にヤリ方はない。稀には楠流や名和流菊池流もあつたが、千萬人中の一人、然もその時代は僅に五年か十年つゝいたに過ぎない。これに反して悪い方の流儀は、七八百年もつゝいた。故に立憲政治の運用に就ても、舶來の手本を捨て、日本流でヤレば、鎌倉以後近年まで御同様の先祖がヤツて來た主義方針でヤルより外に、ヤリ方はありません。

### (五) 日本流の選舉、選舉の本質

日本流で選挙を行へば、ドウなりますか？ 七八百年間勝ち負けを主體とする戦争又はその準備に没頭し來つたものゝ子孫であるから、候補者運動者等にとつては、選挙はたゞ勝ち負けを争ふだけの働きとなりません。如何なる陰險陋劣な方法を施しても、勝ちさへすれば善いといふ祖先傳來の流儀が出ます。然らば一般の選挙民にとつては、ドウなりますか？ 先祖代々損得だけを考へて、去就を決して來たから、選挙は、即ち單純なる損得問題となります。損得の問題として考へれば、自分の草鞋錢を出して投票に行くのが得か？ 賄賂をもらつて投票するのが得か？ 金を取る方が得なこと勿論だ。候補者の勝敗眼から見ても、選挙人の損得観から考へても、選挙を日本流にヤレば、必ずや投票買買とならざるべからざる歴史的背景がある。即ちこの大原因に基いて、投票買買は日本中に行はれてをります。行はれない所も少しはあるが、大體に於ては選挙即ち投票買買で、封建時代の先祖がなし來つた通りの手段方法を、選挙といふ新しい事柄に應用してをります。候補者は勝敗以外に眼中何物もないから、法

律をくいつたり、縁故情實をタドつたり、如何なる不正不義を犯しても、封建時代の先祖が考へた通り、睨ちへすれば宜しいと考へて働いてをります。

選挙といふものは、元來左様なものではありません。「人間たるものは生命と財産の持ち主でなければならぬ」といふ自覺から起こつたのが選挙であります。「苟くも生命財産の持ち主である以上は、それに關する法律は持ち主自ら作らなければならぬ。政府の役人などに作らすべきものでない」といふ自覺が、ソモソ選挙の起源であります。

何れの國の憲法でも、必ず人民の生命、財産を保障し、それに關する法律は、人民が選挙した代議士をして、人民に代つて、制定せしむる事になつてゐる。即ち選挙は生命財産の権利者たる人民が己に代つてこれに關する法律を制定せしむる總代人を選ぶといふ働きであつて、單に勝ち負けや損得の問題ではない。現在の日本でいふならば、一人の衆議院議員は、約十餘萬人の生命財産を四ヶ年間預かつて、任期中それに

關する一切の法律を制定改廢する、これが選舉の第一の意味である。一人の財産でも可なり大切なものである。況んや十餘人、總ての生命・總ての財産を預かり、それに關する法律を作る權利を與へるのでありますから、これほど大切なことはない。

第二には、選舉は國策の根本を定める働きである。國策の根本は何人か決定しなければならぬ。專制國に於ては、君主若くは大官が定めませんが、立憲國に於ては人民自らこれを定めなければならぬ。選舉人が投票によつて之を定めるのである。保護貿易を善いと思ふものは、その旗じるしをかゝげる候補者に投票し、自由貿易を是とするものは、その方の候補者に投票する。軍備擴張も縮小も、みな選舉の時の投票の入れ方によつて定まる。即ち國策の根本を定めるのが、選舉の第二の意味であります。

第三には、選舉は、即ち裁判である。一方に於ては、天皇陛下が御任命になつた所の内閣大臣があり、一方に於ては、人民の選舉した衆議院議員があつて、行政立法の職責に當る時は、ドウかすれば衝突することもある。衝突は善いことではないかも知

らぬが、やむを得ざる場合もある。個人間の争ひは、裁判所に持つて行つて裁判をさせるが、政府と議會とが衝突した場合には、裁判所で判決させることは出来ない。さりとて何處の立憲國にても、天皇は神聖にして犯すべからざるもの、直接に政務に御當りになるべからざるものと定まつて通り、我が國に於ても、サウ定まつてゐるから、この争ひには陛下の御裁定を仰ぐことも出来ない。こゝに於て立憲政治の根本義に基づき、この場合に於ては、衆議院を解散し、全國選舉人に訴へ、その投票によつて、衝突問題を決定せしむるのである。政府の方が善いと思ふものは、政府黨の候補者に投票し、議會の方が善いと思ふものは、反對黨の候補者に投票する。投票の多く入つた方が、この争ひに於ては勝者、少數な方が敗者となる。即ち行政立法兩部の争議を裁判するのが、選舉の第三の意味であります。

苟も選舉といふ以上は、この三つの要素を離れてはならぬ。最初の間は、不十分ながらも多少右等の意味を以て——即ち手本通りにやらうといふ心がけを以て——投票

を入れたから、今日のやうに選挙即ち投票賣買ではなかつた。生命財産の總代人を選ぶことであつた。國策の根本を定めることであつた。官民衝突の場合に於ては、この重大事件を裁判する働きであつた。然るに選挙を日本流でやり出してから、大切な選挙も、封建七百年間祖先代々やり來つた通り、勝ち負けと、損得だけの働きに墮落してしまひました!!。

### (六) 議會の本質、議會は戰場に非ず、 精神的不死身

議會もその通りで、元來立憲國の議會なるものは、全國民の總代人が集まり——多數黨の總代、少數黨の總代、無所屬の總代、全國各種の人間が集まつて——國家の大切なる問題について意見を闘はせ、これが最も國家人民のためによろしいかを相談し、最も善さうなものに賛成して、これを實行せしめるために開くのである。英、米、佛

等に於ては粗ぼその通りに行はれてをりますが、日本では、そんな事は何うしても出來ない。議會を日本流でやれば、各黨各派は敵味方に分かれて、封建時代の先祖がやつた通りの戦争を、血の流れない方法でやるより外に致し方がない。今日は政友會、憲政會、革新俱樂部などいふ團體がありますが、そのなす所は、昔の源氏や平家、或は大阪方や徳川方が勝敗を争つたと少しも異なりません。議場といふ新しい關ヶ原に集まつて、たゞ各々力くらべを致すに過ぎません。名だけは議會と申しますが、虚心坦懐以、國家のために最善の意見政策を相談するやうな事は、決して致しません。依然として源氏と平家の喧嘩、大阪方と徳川への喧嘩と同じ性質の喧嘩を、異つた名義のもとに繰かへすに過ぎません。言葉づかひだけは違ふが、やり方と性質に至つては、少しも違はない。源平といへば立派な黨派であるが、彼れ等は國家を眼中に置いたことではない。源氏の仲間、たゞ源氏が勝てば好いと思ひ、平家の仲間はたゞ平家が勝てば宜しいと考へて、一生懸命に喧嘩をした。ごつちが勝ても負けても、國家と朝廷

とは災害を受けるだけで、少しも利益をば受けない。戦争をすれば、死傷者が出る、兵糧、彈藥、軍用金が使ひ捨てられる。源氏が勝たうが、平家が勝たうが、國家はそれだけ損を致し、朝廷もそれだけ御迷惑をお受けになるばかりである。御同様の先祖は、封建七八百年の間、こんな有害無益の戦争と、その準備とに浮き身をやつしてゐたのだが、今日の議員や政黨員も、依然として同じやうな仕事に苦心慘憺してゐるのであります。若し政友會が平家ならば、憲政會は源氏である。今日は平家全盛の世の中であるから、政友會に非ざれば、人に非ざるが如き状態になつてをりますが、奢る平家は久しからず、いつ何ん時榮枯盛衰その地をかへる時節が到來するかも知れない。よしさういふ時節が到來しても、平家が倒れて源氏が興つたと同じ事で、朝廷の爲にも人民の爲にも、何の役にも立ちません。要するに日本流でやれ以上は、私黨は出来るが、政黨は絶対に出来ない。源平時代のやうな私黨の外には、我々同胞の腦中には、文明の政黨といふ思想は、まだはいつてをらないのだから、團體さへ作れば、必ず國

家を度外視して、その黨與の利益のみを計る私黨朋黨となつてしまふのであります。立憲政治は、その人民に勝敗損得以上の觀念が出来て、物の道理が分かり、正邪善惡の區別がハッキリ分かるやうになつた後でなければ、行ふことの出来ない政體であります。故に之を野蠻國に行へば、必ず失敗する。日本の程度まで進歩した國ですら、立憲政治を行つてより三十年餘りに及んでも、尙ほごれだけの効能も見えない。これは畢竟正邪善惡を基本として運用すべき政治機關を勝敗損得の觀念によつて運用するからである。前にも演べた通り、議會は國家のために、何うしたが最も宜しいかと相談する場所でありますけれども、日本ではそんな相談は一切出来ない。喧嘩ばかり致してゐる。憲政會が如何なる名論を出しても、政友會は決して賛成しない。政友會が善い議論をしても、憲政會は必ず反對する。即ち彼れ等は相談する爲に議院に集まるのではなく、喧嘩をする爲に出席するのであります。源平時代から教へられ來つた精神が、少しも改良せられてゐないのであります。

元來議會といふものは、人間の道理心が十分に發達して、身體を突かれるよりも、道理の弱點を突かれる方を痛いと感じる時代にならなければ、正當に行はれない性質のものである。身體を斬られても突かれても、痛いと感じないものをフジミ（不死身）と申しますが、現在の議員等は、精神的フジミであつて如何なる正しい道理を聞かされても、彼れ等は痛くもかゆくも感じません。それを感ずるやうになりますと、丁度野蠻時代に、一人の勇者が五人十人を斬り伏せやうに、道理の世の中に於ては一人の偉人は、百人二百人を道理で押さへ付けることが出来ます。歐米における會議は、先づ大體ソウ云ふ風になつてをりますが、日本では、如何に優れた議員でも、結局一票の投票を入れるより外仕方がない。最下等の議員と同じ事です。畢竟議員も全國人民も、概して今尙ほ精神的不死身とも稱すべき文化程度にあるからです。

是に於て彼の王陽明が唱へた所の、知行一致といふ事も、道理にかなつてゐることが分ります。本當に知れば、行はざるを得ない。行はざる程度の知り方では、未だ本當に

知つたといふことは出来ない。人がまことに或行爲を善いと知れば、必ずそれが行ひに現れます。若しこゝに泥棒があつて、悪いと知りつゝ、尙ほ泥棒をするならば、それはまだ本當に悪いと知つたのではない。本當に悪いと知れば、泥棒をすることが出来なくなる筈です。文明が進んで人々みな物事の善悪、邪正をハッキリ飲み込むやうになると、尙も善い議論なれば、それが敵から出やうが、味方から出やうが、ドウしても賛成せずには居られないやうになる。即ち知行が一致する事になります。現在の我が日本は、教育なほ足らず文化なほ低くして、精神的不死身状態にあるから、議員らは敵からどんな善い議論が出て、平氣で反對の投票を入れ得るのであります。如何なる善い事でも敵がいへばみな反對する。悪い説でも味方がいへば必ず賛成する。これは人間の良心がなほ遲鈍だから出来るので文化更に進歩して良心が鋭敏になれば、こんな事は、しようと思つても出来なくなりませう。現在でも普通の人間には如何に貧苦に迫られても、泥棒をする事は出来ないと同じやうになります。

## (七) 祖先以上の不忠不義

さてこの次ぎには、我々同胞が現在平氣でなしてゐる事柄は、朝廷と國家に對して如何なる影響を及ぼすものであるかといふ重大問題を考へて見なければなりません。北條時代の先祖が禁闕を守る所の兵隊を斬したと聞けば、今日の人は、大逆無道の振るまひと罵りませう。足利時代の先祖が足利の味方をして後醍醐天皇を攻めたてまつり、遂に別に北朝を立てるに至つたことを聞けば、今日の人は不都合千萬なやり方と憤慨するにちがひない。然るに自分たちが現在なしつゝある事柄が、どれだけ不忠不義であるかといふことには、氣がつかないやうだ。故にこれより投票賣買といふ事を少し推理的にお話し致して見ませう。投票の賣買は現在日本全國に行はれてゐるから、ごなたでも直接、若くは間接に知らない人はなからうと思ひます。少なくとも聞いては居られませうが、だれでも平氣であるやうだ。元來これが平氣で見てをられる

事柄でありますか！、選舉人に投票を賣ることを教へるといふその働きは、朝廷に對してどういふ關係を生ずべきものでありますか？ 日本全國の人口約六千萬人、その内選舉人が三百萬人餘りある。陛下から御覽になれば、この三百萬人こそ、陛下の最もたよりに思召す所の——杖柱もおたのみになる——人間でなければなりません。北條時代に禁闕を守つてくれた所の忠義の兵隊に優りはするとも決して劣りはしない人々と、陛下はお考へになつておはしますであります。陛下が杖柱もおたのみになつてゐるこの選舉人を精神的には腐敗せしめ、肉體的には刑事上の罪人にする事は、北條時代に禁闕を攻めた所の先祖にくらべて、ごちらが果してヨリ多く不忠不義でありませうか？ 陛下が最も御信賴になつてゐる選舉人をば、片つばしから罪人にして、精神的に腐敗せしめたりすることは、不忠不義の最も甚だしき所業ではないでせうか？ 投票の賣買は悉く禁錮一二年、罰金一二百圓に該當する刑事上の犯罪であることは、諸君の御承知の通りであります。然るに全國の有力者知識階級は、總掛がり

で天皇陛下が最もたよりにおぼし召す所の選舉人を、片ツぱしから罪人にする事に努力してゐる。北條時代に京都に攻め上つたのにくらべて、ごちらが果して不忠不義でありますか？ 全國多數の人々は今日でも尙ほその先祖がなしたと同じやうな事をやつてゐるではないか？ 否な或意味からいへば北條時代の先祖よりも尙ほ一層不忠不義な事にもなるのであります。北條時代の先祖は禁闕を守る忠義の兵隊を殺してしまつたから、忠臣の數が減つたゞけで、それ以上の害毒をば殘さなかつたが、今日の人々は、陛下が最もたよりにおぼし召す所のものを精神的には腐敗せしめ、肉體的には刑事上の罪人となすだけで、腐れた精神の所有者たる肉體をば尙ほ生かして殘して置きます。さうしてこの生き残つてゐる腐敗漢は、死んだ人間よりか餘ほど君國 禍害を及ぼすのであります。この點からいへば、北條時代の先祖に比すれば、今日の御同様の方が更に一層甚だしき不忠不義の振る舞を致してゐるのであります!!

既に投票を賣ることを教へる以上は、この人間はやがてその投票を外國人にも賣る

やうになる事だけは、今日豫め覺悟して置かなければならぬ。世間の淺幕なる人々は「そんな事があるものか、大和民族に限つて、タトヒ腐敗しても、投票 外國人に賣る氣遣ひはない」と考へるであらうが、それがそも／＼心得ちがひであります。第一に、他年外國人が、或目的の爲に、我が選舉人を買收しようとする時には、その買主が外國人である事をば絶対に秘密に致す。選舉人は常例通りウカ／＼賣つてゐる間に、その投票が外國人の後援してゐる候補者の手に入つてしまふのであります。第二には、タトヒ金主は外國人であるといふことが分つても、尙ほ必ずこれを賣る時代がまわります。古昔我が國の男子は婦人を誘惑して、金錢の爲に節操を賣ることを教へた。爾來節操を賣る婦女子は段々増加して、日本は世界の中でも指折りの醜業婦國となつた。その内に外國との交際が開け、外國人も追々我が國に入り込んで來たので、當時の愛國 や體面論者は、醜業婦對外國人問題を心配し種々に考究した末、遂に一の結論に到着した「いや心配には及ばぬ、我が國の婦女子に限つて、タトヒ腐敗しても、外國

人に節操を賣る氣遣ひはない」と考へたのみならず、ソナナことを書物にも書いて残して居る。如何にも初めのほどは、外國人に節操を賣ることを拒んだものも多少あつたやうだが、物變り星移るに従つて、遂に平氣で外國人に節操を賣るものが幾らも出てまゐつた。今日はどうでありますか？ 全國の醜業婦にして外國人だからといつて節操を賣ることを拒むものがありますか？ たゞこれを拒まざるのみならず、初めより外國人を相手にする目的で、萬里の波濤を越えて海外へ出稼ぎをしてゐる醜業婦は、萬を以て數へるほどである。外國に出てゐる人間の總數から申しますと、日本ほど割合に多くの醜業婦を出してゐる國はありません。世人はこの事實を何と見る？ 女子は概して男子よりも氣が小さい、随つて恥辱を心配することは男子よりも強い。まづその上に節操は、投票にくらぶれば、餘ほど賣りにくいものである。その氣の小さい女が、節操をあの通り全世界に出て往つて外國人に賣つてゐるではないか？ 況してや女子にくらぶれば、餘ほど横著なる男子、節操にくらぶれば極めて賣り易い投票「如

何に腐敗してもこれを賣る氣遣ひはない」など、考へてゐるものがあれば、それこそ昔し日本の婦女子に限つて外國人に節操を賣る氣遣ひはないと考へた馬鹿ものと同じやうな人間であります。

### (八) 投票賣買は即ち賣國奴養成

賣ればドウなる？ ドウなるかといふ推定論よりも、ドウなつたかといふ事實をお話しする方が、御参考にならうと思ひます。太平洋の中央にハワイといふ立憲君主國があつた。この國の文明は頗る低い。立憲國ではあるが、文明が低いから、その人民はまだ選舉の何ものたるを解し得なかつた。選舉をば單に勝敗損得だけの問題と思つてゐた。ソウして我が國の現状と同じく選舉ごとに盛んに投票の賣買が行はれた。

ハワイには、砂糖栽培その他の事業の爲に米國から多少の資本家がまゐつてゐる。これ等の連中は、最初の間は、ちつと眺めて居たが、ヤガて汐時を計つて投票買收の

相談をまどめ、遠く慮かり深く考へた末、或年の總選舉に際し、大仕掛けで、全國に候補者を立て、投票を買収した。その手段は頗る巧妙であつて、ハワイ衆議院議員の大多数は、米國人の手先が當選した。是に於て本國の同志と謀し合せて、國王を放逐し、ハワイを米國の屬領となした。それは僅か廿五六年以前の事である。我が國にも投票の賣買が盛んに行はれてをりますが、さりとしてハワイ同様の運命に陥らうとは思はない、否な陥らせては、御同様は死すとも目をつぶることは出来ないからして、如何なる手段を施しても、是非共これを食ひ止めなければならぬ。然し現在日本全國で行つてゐる所の投票賣買は、ハワイを滅亡せしめたと同じ様なやり方である事だけは承知して置かなくてはならぬ。北條時代に於ける御同様の先祖の如く、朝廷の爲に働くものをば片ばしから殺してしまへば、殺されたものは、賣國奴とはなり得ないが、今日の有力者は選舉人を腐敗せしめ、その肉體をば刑事上の罪人にするだけで、醜骸を生かして置くから、彼れ等は投票を外國人に賣り、賣國的行動をなす事が出来るのである。

ります。即ち全國の有力者智識階級は、總掛かりで陛下の信頼し給ふ選舉人を腐敗せしめ、これを刑事上の罪人となすのみならず、兼て又賣國奴を養成するがために非常な力を盡くしてゐるのである。一念こゝに及べば、寸毫でも忠君愛國の志あるものは、身の毛もヨダツ筈であるが、現在ソウいふ振る舞を全國總掛かりでやつてをります。北條時代に天皇を島流しにしたものゝ子孫だけあつて、今日も尙ほ同じやうな非忠君非愛國の事をやつてゐる。血統といふものは實に恐ろしいもので、油斷をすれば、この通りである。(聴衆の内に笑ふものあり)これは笑ふことなどの出来る問題ではなからうと思ひます。ハワイはこの手つゞきによつて滅亡したではないか? 日本全國は選舉ごとに賣國奴の卵を養成してゐるではないか? 全國の有志者、資産家、智識階級は、總掛かりで不忠不義非愛國の働きをしてゐるではないか? この秋の縣會議員の選舉にも、賣國奴養成の働きをするに相違ない。來年の總選舉には、更に一層大業に賣國奴養成の働きをするに相違ない。陛下の最も御信頼になる所の選舉人は殆ど全

部——たとひシバラレズとも——刑事上の罪人となり、賣國奴となるべき性格を養成しつゝあるのであります。これが長くつゞいたならば、朝廷は如何になる？。國家は如何になる？。一念こゝに及べば、寒からずして全身膚に粟を生ずべき事態であるにまかすはらず、大抵の地方では、笑ひ事として平氣で、かゝる大事件を見てをります。

### (九) 國家的破産、物價と歐米諸國

この事がわからない以上——全國人民がたゞ眼前の損得のみに眩惑して正邪善惡を度外視する以上——日本帝國の前途は、到底安心が出来ませぬ。政治上に安心が出来ないばかりでなく、外交上に於ても、經濟上に於ても、日本の立場は悪くなるばかりである。現にこの邊にも米國の材木が近年は盛んに來てゐること、思ひます。五六千マイルもへだつた米國から大きな材木を輸入すれば、運賃、手数料、保險料等で、非常な費用がかゝる。何ゆゑ目の前にある山の木を伐つて使はないのです？ 日本は

世界の内でも有名な山國で、山には木は幾らもある。何ゆゑそれを伐らぬか？ 自分の目の前にある木を伐るよりも、五六千マイル先の米國から材木を持つて來た方が、安く上るから伐らないのだ。そのために昨年の如きは、材木を八千萬圓も買ひました。コンナやり方で國が立つて往けるか？ 往けないか？ 少し考へて見たらよからう。山についで日本に多い物は、水田である。古來瑞穂の國と唱へて、日本は米を作ることを以て誇りとしてゐる。その米の種子を米國へ持つて往て作りますれば、日本の一等米の中にませて賣つても、普通の人は氣が付かないで食べるほどの物が出来る。それを近來は盛んに神戸横濱に逆輸入して賣つてをりますが、一石二十六圓づゝで餘ほど儲かる。内地で作れば、三十圓でも引合はないといつて、全國の地主が大騒ぎをしてゐるではないか？ その結果、政府は米を買上げ、その値段をつり上げてゐます。米價が上がれば、内地の地主も幾らか助かるであらう、損失が軽くなるであらうが、一石二十六圓で賣つてすら儲かる所の米國の地主に取つては、尙更らあり難からうで

はないか？ 日本の地主が助かる二倍、三倍、米國の地主は餘計に儲からうではないか？ 即ち今日官民擧つてやつてゐる仕事は、日本帝國の爲ではなく、米國の地主の爲なのであります。目先の損得ばかり考へるから、ソんな馬鹿氣た事を致すのである。この上日本 米價が上がれば、米國の地主は必ず作りつけ反別を殖やし、益々廉價に益々多量に米を輸入する計畫を立てるだらう。若しさうなつたら、どうする積もりか？ 今日の形勢が永く繼續すれば、農民も山林業者も、破産をするより外に致し方がなくなるではないか？

### (十) 棺桶中の太平樂、今日の補正成

かくの如き境地に立ちながら、これを轉回しようとも勉めず、却て戰爭中に拾つたも同様の儲け方をした金が、なほ十八億圓ばかり残つてゐるのをたよりにして、酒を飲んで太平樂を歌つてゐる。目先の損得より外は、何にも分からない人間が全國に充滿

してゐるから、政治も經濟も外交も、みんなたゞ悪くなるばかりで、前途に何等の光明も見えない。彼の鶏の如きは、郡村では、ごこの家でも女子供にも飼へるのに、これを怠つてゐるから、昨年一年で——チャン／＼など、輕蔑する支那人から手もごにまで斬り込まれ——鳥卵を千八百萬圓賣込まれた。小楊子も米國から來る、飯盛杓子もドイツから來る、木炭雨傘は支那から來る。凡そ我が國人が作る所の品物で、外國の競争を受けて勝てさうなものは、段々減るばかりであるのに、まだ平氣で威張つてゐる。國家といふ身體は、既に完全に棺桶の中にはいつてゐるのに、その棺桶中より青空をながめ「あの青空もやがて我が帝國の領分になるのだ」などと寢言をいつてゐる。こんな心得ちがひをしてをるうちに、最後のお経は讀まれ、棺桶のふたはかぶせられ、釘付けにされる音が耳に響くだらう。それでもなほ平氣でゐればそのまゝ埋められてしまふのだが、如何に逆上させた人間でも、青空が見なくなり、釘付けの音が聞いたら、生きてゐたい、生かしてくれと騒ぎ出すだらう。生きたければ生きる道はある。たゞ

眼前の損得ばかり考へず、目を開いて少し遠くを見るやうになれば、生きられる。世界の文明國は概して生きる道を歩いてをるのに、日本だけが死ぬる道を歩いてゐる。「池國の眞似なんかはいやだ。日本は日本流でやる」と強情を張れば、先祖代々やつて来た通り、たゞ眼前の勝敗損得より外は何事も考へない事になる。偶々ヨリ以上のことを考へるものがあれば、楠、菊池、名和等の如く、全國多數者のために攻め殺されてしまひます。今日でも既往三十年あまりの間には、楠や菊池に似た人が多少政治社會にも出ましたが、さういふ人が候補者となつて選挙に出れば、どうなりますか？楠は賄賂は使はぬ、買収もしないから、選挙人は「彼れは理想家ださうだが、金もないくせに議員にならうなど、は不屈きだ」といつてキツト之を攻め殺してしまひます、いや落選させます。昔の先祖は楠を攻め殺したが、今日の子孫も同じ事を致します。時代がちがふから、いひ現し方が——討死にご落選——少しちがふだけです。その筋道は北條、足利、徳川の先祖がしたと全然同一の事をしてゐるのである。その眼中に

はたゞ損得あるのみ、たゞ勝負あるのみ、正邪善惡の如きは、一さいこれを顧慮しない。甚だしきに至つては自分の金ではなく、國稅縣稅を以て學校を作り、鐵道をしき港をきづいて入黨の勧誘をするものがあり、又之に應ずるものもある。北條足利のやり方と、その勧誘に應じて朝廷に弓を引いたものごとくすべて、ごこがちがふのであります？

少し前にお話しをし掛けた我經濟状態は、實に危険千萬になつてをります。大戦争中にまうけた金は、まだ十八億圓残つてをりますが、既往二ヶ年間に八億圓ほど金貨が外國へ出しました。現在も尙ほ出てをります。今日以後は毎年三億圓づゝ出るとしても十八億圓の金は、滿六ヶ年でなくなる。金貨がなくなれば、紙幣はほご同様になる。米が高からうが安からうが、賣ることも買ふことも出来なくなるではないか？ 全國多數の人間は、餓死するより外に往き道がなくなるではないか？ 而して今日の状態に變化が起らなければ、五年乃至十年の間に、さういふ運命に陥るべき土臺は確實に

きづかれてゐるのである。然らばこれを如何にすればよいか？ 別段六づかしい事はない。金が出るのは、物が賣れないからだ。我が國の品物は高くして、外國の品物は安い。高ければ賣りにくく、安ければ買ひやすい。賣り方が少なくして買方が多ければ、その差額は金貨を以て支拂はなければならぬ。その結果は金貨がなくなる。これほど分かりやすいことはない。これを直すには我が品物を賣れるやうにしなければならぬ。賣れるやうにするの道は、安くするより外にない。故に物價を引下げさへすれば、破産せずして濟むのである。然るにそれがいやだといつて、生糸の値が下れば、これをつり上げ、米價が下がればこれをつり上げる。物價を高くして賣れなくするためには、全國總掛かりで働くが、これを引下げて、賣れるやうにするためには、何人も働かない。これでは國家的破産をするより外致し方がない。まことに簡單明瞭、わかり切つた事柄であるのに、それでもなほ眼前の損得のみを見て、その先を見ずに、たゞ死ぬ方へ死ぬ方へとのみ歩いてゐる。丁度死に神につかれた人間と同じやうであります。

ます。

他の文明國の人間は、もう少し先まで見ます。世界大戰爭中に物價が上がらんとした場合には、上げないやうに全國總掛かりで押さへた。歐米諸國はこの大戰爭中に約三千億圓の金を使つたから、物價は何うしても日本の十倍か二十倍位には高くならなければならぬ筈であります。彼れ等はこれを押へて上がらせなかつた。日本は僅々五六億圓使つたに過ぎないが、押へる代りに煽つたから、物價は英米と大抵同じ程度に騰貴した。英米人と雖も、たゞ眼先の利益だけを見れば、百圓で仕入れた品物が二百圓三百圓五百圓に賣れれば、その方が利益であります。然しながら眼先の利益は他日の大損害となることを慮つて、物價の騰貴するのを抑制した。日本では眼前の利益のみを計つて頻りにこれを煽り上げた。又戰爭が止みますと、歐米人は早く物價を下げれば、世界の市場を取ることが出来るが、下げおくれれば、お得意を他國に取られて、將來の立ち場がなくなることを知つてゐたから、眼先の損失を犠牲に供して、百

圓の物はこれを五十圓六十圓に賣る工夫をした。故に戦争以後、歐洲に於ても米國に於ても、物價は既に大いに下落致したが、日本では今尙ほこれをつり上げてゐるから、戦争中に日本が取つた市場は漸次外國に取りかへされつゝあります。我が國の生産物は高いから賣れないが、外國の品物は安いから、日本人と雖も、これを買はなければならぬ。かくして生ずる輸出入の差は、金貨で支拂はざるを得ないから、結局身代限りをするより外に仕方がないやうになるのは、當然のことです。これみな先祖より譲り受けた眼前の損得勝敗より外は、一切考へないといふ遺傳的惡習慣の結果であります。その弊害は國際上にも、政治上にも、經濟上にも、總てに及ぶのであります。

### (十一) 國際的孤立、時代錯誤 結論

轉じて國際上より觀察致しますれば、日本は僅か數年前までは、東西南北いづこを

見ても味方ばかりで、英國は同盟國、米國は七十年來傳統的の親善國、ドイツとは軍事上學問上特別の關係があり、露佛二國とは特別の協商が結ばれ、支那からは何萬といふ留學生が來るといふ状態であつた。今日たゞ今果して如何？ 引つゞく好運に逆上して自慢高慢の鼻を高くし、手本をすて、自己流でやり出してから、支那はあの通りに惡感をいだき、日英同盟は先方の希望によつて破棄せられ、米國と日本との關係は、動もすれば戦争の風説が傳へられるほど險惡になつた。世界廣しと雖も日本に同情を寄せ、一朝事あるに方つて我味方になりさうなものは地球上に一ヶ國もなくなつた。自己流で推し切らうとすれば、世界の潮流と正面衝突をする場合が多い。故に右の如く自然に孤立状態に陥るのだ。このまゝにして改めなければ、形勢更に一進して、敵對状態になるかも知れない。萬が一にも敵對状態になれば、日本には兵隊はあるが、武器は乏しい。彈藥は乏しい。兵糧も乏しい、軍用金も乏しい。兵隊だけで戦争が出来るか？ 出来ないか？ 今から考へて置かなければならぬ。今日の戦争は昔しの戦

争とちがつて、非常に金が澤山いり、軍器、彈藥も澤山いるが、我が國には製造所も少なく、その原料も少ない。國が強い弱いのことについても、今日のまゝでは戦争も出来がたい境遇に立つてゐるのだが、そんな事は一切考へないで、たゞ威張るばかりです。目先の利害損得のみ考へて、物の道理も、事の正邪善惡も、一切考へない。そして全世界みなかくの如しと一人決めに決めてをりますが、それが非常な誤解であります。元來立憲政治なるものは、合理的な政治道であつて、その人民が既に勝敗損得のみを打算する時代を過ぎ去つて、道理時代に進んだる所の文明國でなければ、行はれることの出来ない筈のものである。然るに我が國では封建時代の思想感情を以て立憲政治を運用せんと試みてゐるから、今日の如き腐敗墮落を來たしたのであります。これを物にたとへれば、封建政治と立憲政治とは、大八車と自動車のちがひがあります。大八車は、腕力さへあれば、運轉が出来るが、自動車はさうはまゐらぬ。如何なる大力者でも、力で自動車を運用することは出来ない。力で運用しようとするれば、自動車

はこはれます。これに反して揮發油の性質をわきまへ、一と通り機械の構造を呑み込み、運轉の技術を心得れば、孱弱なる婦人と雖も、自由自在にこれを運轉することが出来る。立憲政治は自動車と同様で、金力や腕力——道理を離れた多數の力は集合的腕力にすぎない——で之を運用せんとすれば、無論こはれてしまふ。彼の腐敗といひ墮落といふは、要するに破滅の道程にすぎません。道理と事實が正しければ、一人の主張と雖も、全院皆これに賛成し、道理に協はざれば、多數黨の意見と雖も、その黨員すらこれに反對するやうになれば、立憲政治は國家生民に非常な利益を與へます。苟も立憲政治といふ以上は、道理によつて運用せなければなりません。我が國人の多數は、今日でも尙ほ力の世の中なりし封建時代の殘夢を結んでゐるから、道理を馬鹿にして、多數の腕力で立憲政治を運用しようとする。多數でさへあれば、何をしても善いと考へてゐる。多數といふ腕力で運用すれば、立憲政治は恰も自動車が毀れると同じやうに、毀れる事が分らないのであります。

これを要するに、今日の禍患は、世は既に立憲時代になつてゐるのに、御同様は、まだ封建時代の思想感情をそのまま持つてゐるのにありますが、それも無理はない。先祖代々七八百年間遺傳し來つた思想感情であるから、餘程奮發しても、一代や二代で、拭ひとつたやうに之を改める事の出來ないのは無理もない。況んや現在の多數者は、これを改めやうといふ氣分もないのみならず、却つて後戻りをして封建時代の方が宜しいと考へてゐる。甚だしきに至つては、外來の新思想に對抗するに、封建時代の舊思想舊習慣を以てせんと欲し、講談物や浪花節等を奨励するほどの見當ちがひを致してゐるものすらある。このまゝで推しゆくならば、政治上に於ても、經濟上に於ても、又國際上に於ても、日本は死地に陥るより外に到着點はありませぬ。方今の國難はみな時代に後れたゝめ來つたのであることに氣が付かずして、愈々後れる手段を取つて、一生懸命に後ろ向きに歩いてゐる。文明は之を前に求めなければならぬのに、現在はこの後ろに求めてゐる。日本の後ろには、封建時代の七八百年間しかない。そ

の以前は藤原時代だが、一層悪い時代であつた。如何に求めても、後ろには日本を救ふ道はない。眞に救ふ氣ならば、文明を前に求めなければならぬのが、全國多數の人々は、却々それを承知してくれない。一片の丹心黙せんと欲して黙し難く、餘り熱心にこの事を説くと、忽ち國賊非國民など罵られる。然しこの根本がわからず、今のやうなやり方で、國威を宣揚しようとか、不景氣を直さうとかして、如何にもがいても、たゞ益々悪くなるばかりで、斷じて善くはなりません、請合ひです。

これまで私の述べた事については、虚心平氣にお考へを願ひたい。私はなるべく自分の説をば述べないことに致しました。私の如き評判の悪いものが、自分の説を述べると、いはれなく反對するものが多い。反對されては折角演べても役に立たないから、私は出来るだけ自分の説を述べず、争ふことの出來ない事實だけを申し述べたのであります。今日選舉が腐敗してゐることも、事實であり、選舉の意味が理解されてゐないことも、事實であり、會議と戦争とを混同してゐるのも、事實であります。徳川

北條 足利等の時代に於ける我々の先祖が、眼前の勝敗損得のみを標準として進退してゐたことも事實であり、正邪善惡の觀念は、最近七、八年間遺傳せられてゐないことも、残念ながら事實であり、吾人の多數が、この悪い遺傳を受けて、悪い働きをなしてゐることも、説でなくして事實であります。米や材木を米國から買つてゐるのも、事實で、多くの品物が、外國の競争を受ければ、これに勝つことの出来ないのも、事實であります。正金は現在十八億圓しか残つてをらぬが、三億圓づゝ出れば、六ヶ年でなくなることは、私がいふのでなく、算盤がさういふのであります。あなた方が「尾崎のいふ事は、どうも氣に入らない」といつても、三六が十八である以上は、十八億の正貨は、矢つ張り六ヶ年でなくなりません。又日本が現在國際場裡に孤立してゐるのも事實である。故に諸君が私を好くと嫌ふとにかゝはらず、私の申し述べた事は、大體に於て何うしても争ふことの出来ない事實でありますから、この事實に基いて、國のためには、何うしたが善いか？ 家のためには、何うしたが宜しいか？ 身のた

めには何うしなければならぬか？ といふ事を、虚心平氣に御考慮あらんことを希望致します。(終)

大正十二年二月二十一日印刷  
大正十二年二月二十三日發行

政戰餘業第二輯

不許複製  
定價金 一圓五十錢

著者 尾崎行雄

發行兼印刷者 荒木利一郎  
大阪府興福郡美田村平尾七三七

印刷所 株式會社 大阪毎日新聞社  
大阪市北區堂島三丁目三六

發行所 大阪毎日新聞社  
大阪市北區堂島  
振替大阪四五〇番

同 東京日日新聞社  
東京市丸の内  
振替東京二八〇〇番

發行所  
大阪每日新聞

502  
201

終